

令和 7 年

第 1 回 教 育 委 員 会 会 議

報告第 1 号

秋田県教育委員会

報告第 1 号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和 7 年 2 月 14 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 1 号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和 7 年 1 月 31 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和 7 年 1 月 28 日付け財－351 により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和 6 年度秋田県一般会計補正予算（第 5 号）（教育委員会に関する事項）
- 2 工事請負契約の締結について（金足農業高等学校管理・教室棟ほか建築工事）
- 3 工事請負契約の締結について（金足農業高等学校管理・教室棟機械設備工事）
- 4 工事請負契約の締結について（金足農業高等学校管理・教室棟ほか電気設備工事）
- 5 公の施設の指定管理者の指定について（秋田県立美術館）
- 6 令和 7 年度秋田県一般会計予算（教育委員会に関する事項）
- 7 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 8 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 9 秋田県子育て支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例案
- 10 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

教総——— 2 0 9 5

令和 7 年 1 月 3 1 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和 7 年 1 月 2 8 日付け財－ 3 5 1 で照会のあったことについては、原案
のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

企画チーム 山崎

内線 5 1 1 2

令和 7 年 1 月 2 8 日

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(公 印 省 略)

意見の聴取について (照会)

令和 7 年秋田県議会第 1 回定例会 (2 月議会) に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により貴委員会の意見を聴取します。ついては、1 月 3 1 日 (金) までに回答してください。

- 1 令和 6 年度秋田県一般会計補正予算 (第 5 号) (教育委員会に関する事項)
- 2 工事請負契約の締結について (金足農業高等学校管理・教室棟ほか建築工事)
- 3 工事請負契約の締結について (金足農業高等学校管理・教室棟機械設備工事)
- 4 工事請負契約の締結について (金足農業高等学校管理・教室棟ほか電気設備工事)
- 5 公の施設の指定管理者の指定について (秋田県立美術館)
- 6 令和 7 年度秋田県一般会計予算 (教育委員会に関する事項)
- 7 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 8 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 9 秋田県子育て支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例案
- 10 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

担 当 : 総務部財政課

調整・予算第一チーム

電 話 : 0 1 8 - 8 6 0 - 1 1 0 5



2 月補正予算関係議案等

令和 6年度補正予算内容説明書

教育庁総務課
(単位：千円)

一般会計

款 10	番 項 目	科 目 名	事	業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
						特 定	一 般	
		教育費			△159,575	国 諸 計 △23,155 △92 △23,247	△136,328	
	1	教育総務費			△159,575	国 諸 計 △23,155 △92 △23,247	△136,328	
	3	教職員人事費			△3,033	諸 △37	△2,996	
			教職員人事管理費	01 障害者雇用対策事業	△3,033	諸 △37	△2,996	決算見込みによる補正
	4	教育指導費			△80,172	国 16,608	△96,780	
			教育振興費	01 高校入試出願システム導入及び運用事業	△80,172	国 16,608	△96,780	決算見込みによる補正
	5	教育助成費			△75,710	国 諸 計 △39,763 △89 △39,852	△35,858	
			教育助成費	01 育英事業助成費	45		45	高等学校奨学金の国への償還金
			私学振興費	01 私学教育振興事務助成費	△17,889	国 諸 計 17,541 △89 17,452	△35,341	国の補正予算に伴う補正 光熱費の高騰分への助成に要する経費 11,142 △29,031
				02 私立学校就学支援事業	△57,866	国 △57,304	△562	決算見込みによる補正

番 号		科 目 名	事	業	名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項 目						特 定	一 般	
	6	総合教育センター費				△660	諸 34	△694	
			総合教育センター費	01	総合教育センター管理運営費	△660	諸 34	△694	決算見込みによる補正
						△159,575	国 諸 計 △23,155 △92 △23,247	△136,328	
		合計							

令和 6年度補正予算内容説明書

教育庁総務課施設整備室
(単位：千円)

一般会計

款	番 号 項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
					特 定	一 般	
10		教育費		△608,598	使国財債計 49 △716 △7,556 △540,100 △548,323	△60,275	
	1			△8,352	使国財計 49 △716 △7,556 △8,223	△129	
	2			△8,352	使国財計 49 △716 △7,556 △8,223	△129	
		事務局費	事務局管理費	△845	国 △716	△129	決算見込みによる補正
			財産管理費	△7,507	使財計 49 △7,556 △7,507		決算見込みによる補正
	4			△563,997	債 △508,800	△55,197	
		高等学校費		△49,911	債 △46,000	△3,911	
	2		県立学校施設等総合管理計画推進事業	△49,911	債 △46,000	△3,911	決算見込みによる補正
	5			△514,086	債 △462,800	△51,286	
		学校建設費	鹿角高等学校整備事業費	△90,304	債 △81,300	△9,004	決算見込みによる補正

番 号 款 項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
				特 定	一 般	
		金足農業高等学校整備事業費	△104, 490	債 △94, 100	△10, 390	決算見込みによる補正
		湯沢高等学校整備事業費	△319, 292	債 △287, 400	△31, 892	決算見込みによる補正
5	特別支援学校費		△36, 249	債 △31, 300	△4, 949	
3	学校建設費		△36, 249	債 △31, 300	△4, 949	
		比内支援学校整備事業費	△12, 564	債 △10, 100	△2, 464	決算見込みによる補正
		栗田支援学校整備事業費	△23, 685	債 △21, 200	△2, 485	決算見込みによる補正
11	災害復旧費		△10, 000	債 △10, 000		
4	文教施設災害復旧費		△10, 000	債 △10, 000		
1	県立学校施設等災害復旧費		△10, 000	債 △10, 000		
		県立学校施設等災害復旧事業費	△10, 000	債 △10, 000		決算見込みによる補正
	合計		△618, 598	使 国 財 債 計 49 △716 △7, 556 △550, 100 △558, 323	△60, 275	

令和 6年度補正予算内容説明書

一般会計

教職員給与課
(単位：千円)

番 号	款 項	科 目	名 目	事 業	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
						特 定	一 般		
10			教育費		△892,550	使 国 入 諸 計 △55,656 △410,258 44,142 △7,173 △428,945	△463,605		
					37,500	国 入 諸 計 6,579 44,142 489 51,210	△13,710		
					37,238	国 入 諸 計 △51 44,142 489 44,580	△7,342		
3			教職員人事費	給与費	37,238	国 入 諸 計 △51 44,142 489 44,580	△7,342	決算見込みによる補正 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費	△3,000 44,338 △4,100
					262	国 6,630	△6,368		
				01 教育委員会 I T 化推進事業		国 6,630	△6,630	決算見込みによる財源振替	
2			小学校費	教職員人事管理費	262		262	令和5年度義務教育費国庫負担金の精算確定に伴う 返還金	
				02 教職員給与管理費					
					△524,000	国 諸 計 △335,767 △3,123 △338,890	△185,110		
1			教職員費		△524,000	国 諸 計 △335,767 △3,123 △338,890	△185,110		
				給与費	△523,594	国 諸 計 △335,767 △3,123 △338,890	△184,704	決算見込みによる補正 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費	△186,890 △203,788 △132,916

番 号	款 項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
					特 定	一 般		
			02 少人数学習推進事業	△406		△406	決算見込みによる補正 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費	△110 △227 △69
3		中学校費		△261, 304	国 諸 計	△42, 567 △1, 543 △44, 110	△217, 194	
1		教職員費		△261, 304	国 諸 計	△42, 567 △1, 543 △44, 110	△217, 194	
		給与費	01 給与費	△259, 478	国 諸 計	△42, 567 △1, 543 △44, 110	△215, 368	決算見込みによる補正 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費
			02 少人数学習推進事業	△1, 826			△1, 826	決算見込みによる補正 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費
4		高等学校費		△61, 516	使 国 諸 計	△55, 656 △280 △2, 479 △58, 415	△3, 101	
1		高等学校総務費		△61, 516	使 国 諸 計	△55, 656 △280 △2, 479 △58, 415	△3, 101	
			01 給与費	△61, 111	使 国 諸 計	△55, 656 △280 △2, 479 △58, 415	△2, 696	決算見込みによる補正 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費
			02 少人数学習推進事業	△405			△405	決算見込みによる補正 1. 職員手当等 2. 共済費
5		特別支援学校費		△66, 438	国 諸 計	△38, 223 △330 △38, 553	△27, 885	

款	番 号 項 目	科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源		内 訳	備 考
						特 定	一 般		
	1	特別支援学校総務費			△66,438	国 諸 計 △38,223 △330 △38,553	△27,885		
			給与費	01 給与費	△66,438	国 諸 計 △38,223 △330 △38,553	△27,885	決算見込みによる補正 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費	△5,000 △16,438 △45,000
	6	社会教育費			△16,062	諸 △187	△15,875		
	1	社会教育総務費			△16,062	諸 △187	△15,875		
			給与費	01 給与費	△16,062	諸 △187	△15,875	決算見込みによる補正 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費	△6,000 △2,922 △7,140
	7	保健体育費			△730		△730		
	1	保健体育総務費			△730		△730		
			給与費	01 給与費	△730		△730	決算見込みによる補正 1. 職員手当等 2. 共済費	△430 △300
		合計			△892,550	使 国 入 諸 計 △55,656 △410,258 44,142 △7,173 △428,945	△463,605		

令和 6年度補正予算内容説明書

幼保推進課
(単位：千円)

一般会計

款	番 項	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
					特 定	一 般		
3		民生費		334,350	使 国 計	△815 53,491 52,676	281,674	
	2	児童福祉費		334,350	使 国 計	△815 53,491 52,676	281,674	
	1	児童福祉総務費		334,350	使 国 計	△815 53,491 52,676	281,674	
			保育振興事業費	△717	使	△815	98	決算見込みによる補正
			02 子どものための教育・保育給付支援事業	287,903			287,903	決算見込みによる補正 1. 子どものための教育・保育給付費負担金 298,517 2. 施設型給付費地方単独費用補助事業 2,131 3. 子育て支援施設等利用給付費負担金 △12,745
			03 地域子ども・子育て支援事業	△2,519			△2,519	決算見込みによる補正
			04 保育士等確保対策事業	△34,029	国	△18,861	△15,168	決算見込みによる補正
			05 保育士修学資金貸付事業	48,120	国	35,083	13,037	貸付原資等への助成に要する経費
			06 多様な保育促進事業	△4,368	国	△2,691	△1,677	決算見込みによる補正
			07 保育所等物価高騰対策事業	39,960	国	39,960		国の補正予算に伴う補正 食材料費の高騰分への助成に要する経費

款	番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考	
					特 定	一 般			
10		教育費		156,471	国 財 入 計 △5,179 1,183 160,317 156,321	150			
	1	教育総務費		156,471	国 財 入 計 △5,179 1,183 160,317 156,321	150			
	4	教育指導費		163,103	国 財 入 計 △1,644 1,183 160,317 159,856	3,247			
			教職員研修費	01 教職員研修事業推進費	93		93	国庫補助金の返還に要する経費	
			教育振興費	01 子育て支援等臨時対策基金積立金	1,183	財 1,183		決算見込みによる補正	
				02 わか杉っ子！育ちと学び支援事業	△909	国 △1,560	651	決算見込みによる補正	
			幼保指導費	01 幼保指導推進費	162,736	国 入 計 △84 160,317 160,233	2,503	国庫補助金の返還に要する経費 決算見込みによる補正	162,820 △84
	5	教育助成費		△6,632	国 △3,535	△3,097			
			私学振興費	01 私立幼稚園運営費補助金	△5,115	国 △1,943	△3,172	決算見込みによる補正	
			02 私立幼稚園整備費補助金	△1,517	国 △1,592	75	国の補正予算に伴う補正 1. 幼稚園 I C T 化支援事業 2. 幼稚園等性被害防止対策事業 決算見込みによる補正	2,300 225 △4,042	
		合計		490,821	使 国 財 入 計 △815 48,312 1,183 160,317 208,997	281,824			

令和 6年度補正予算内容説明書

義務教育課
(単位：千円)

一般会計

款 10	番 項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
					特 定	一 般	
		教育費		1, 271, 403	国 1, 413, 576 財 2, 009 諸 △237 計 1, 415, 348	△143, 945	
1		教育総務費		1, 283, 603	国 1, 413, 576 財 2, 009 諸 △237 計 1, 415, 348	△131, 745	
2		事務局費		△226	7 諸	△233	
			01 教育事務所運営費	△226	7 諸	△233	決算見込みによる補正
3		教職員人事費		△204	2 諸	△206	
			01 教職員人事管理費	△204	2 諸	△206	決算見込みによる補正
4		教育指導費		1, 284, 033	国 1, 413, 576 財 2, 009 諸 △246 計 1, 415, 339	△131, 306	
			01 学校指導費	△2, 930	国 △2, 883 諸 2 計 △2, 881	△49	決算見込みによる補正
			02 学力向上推進事業	△833	△181 諸	△652	決算見込みによる補正
			03 被災児童生徒就学支援事業	△878	△878 国		決算見込みによる補正

款	番 号 項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
					特 定	一 般	
			04 生徒指導総合支援事業	△1,500	国 △336	△1,164	決算見込みによる補正
			05 文化部活動地域移行等推進事業	△3,845	国 △3,532	△313	決算見込みによる補正
			06 学校支援スタッフ配置事業	△6,526	国 △4,595	△1,931	決算見込みによる補正
			07 公立学校情報機器整備臨時対策基金 積立金	1,427,809	国 1,425,800 財 2,009 計 1,427,809		小・中学校等における学習者用端末等の整備に係る 基金の積立に要する経費
			01 非常勤講師配置事業費	△81,008	諸 △10	△80,998	決算見込みによる補正
2	小学校費		02 少人数学習推進事業	△46,256	諸 △57	△46,199	決算見込みによる補正
				△7,000		△7,000	
				△7,000		△7,000	
3	中学校費		01 小学校教職員旅費	△7,000		△7,000	決算見込みによる補正
			教職員費	△5,200		△5,200	

番 号		科 目 名	事	業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項 目						特 定	一 般		
	1	教職員費				△5,200		△5,200		
			教職員費	01 中学校教職員旅費		△5,200		△5,200	決算見込みによる補正	
		合計				1,271,403	国 1,413,576 財 2,009 諸 △237 計 1,415,348	△143,945		

令和 6年度補正予算内容説明書

高校教育課
(単位：千円)

一般会計

款 番 項	目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
					特 定	一 般	
10		教育費		△16,475	国 32,415 財 5,577 諸 11,316 計 49,308	△65,783	
1		教育総務費		△159,313	国 △168,779	9,466	
3		教職員人事費		△45		△45	
		人事管理費	01 教職員人事事務費	△45		△45	決算見込みによる補正
5		教育助成費		△159,268	国 △168,779	9,511	
		教育助成費	01 公立高等学校等就学支援費	△160,782	国 △168,779	7,997	決算見込みによる補正
			02 定通教育補助事業	1,514		1,514	決算見込みによる補正
4		高等学校費		142,838	国 201,194 財 5,577 諸 11,316 計 218,087	△75,249	
1		高等学校総務費		△42,837	諸 429	△43,266	
		入学選抜費	01 入学選抜費	△90		△90	決算見込みによる補正
		非常勤職員配置事業費	01 非常勤職員配置事業	△42,650	諸 429	△43,079	決算見込みによる補正

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	考 考
				特 定	一 般		
		学校総務費	△97			△97	決算見込みによる補正
2	高等学校管理費		193,554	国 諸 計	201,343 10,273 211,616	△18,062	
		学校運営費	△4,727	諸	△4,727		決算見込みによる補正
		01 高等学校運営費					
		02 秋田を支える人づくり教育推進事業	△5,431			△5,431	決算見込みによる補正
		03 高校生学校生活支援事業		国	4,686	△4,686	決算見込みによる財源振替
		04 デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業	△2,124			△2,124	決算見込みによる補正
		05 A K I T A グローバル人材育成事業	△7,261	国	△1,440	△5,821	決算見込みによる補正
		06 県立学校給食費支援事業	3,097	国	3,097		国の補正予算に伴う補正 学校給食の食材費への助成に要する経費
		07 A K I T A D Xハイスクール・ラボラトリー事業	195,000	国	195,000		国の補正予算に伴う補正 デジタル社会で活躍する人材育成のための探究活動等の推進に要する経費
		08 (新) A I の活用による英語教育強化事業	15,000	諸	15,000		国の補正予算に伴う補正 A I の活用による英語力強化に要する経費

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
				特 定	一 般		
3	教育振興費		△7,879	国 諸 計 △149 △50 △199	△7,680		
		教育振興費	01 教育振興費	△298	国 △149	△149	決算見込みによる補正
			02 高等学校学習環境等整備事業	△7,581	諸 △50	△7,531	決算見込みによる補正
4	学校実習費			財 諸 計 5,577 664 6,241	△6,241		
		学校実習費	01 学校実習費		財 諸 計 5,577 664 6,241	△6,241	決算見込みによる財源振替
合計			△16,475	国 財 諸 計 32,415 5,577 11,316 49,308	△65,783		

令和 6年度補正予算内容説明書

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室
(単位：千円)

一般会計

款 10	番 項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
					特 定	一 般	
		教育費		△3,415	国 △1,500	△1,915	
	1	教育総務費		△28		△28	
	3	教職員人事費		△28		△28	
		人事管理費	01 教職員人事事務費	△28		△28	決算見込みによる補正
	4	高等学校費		△3,387	国 △1,500	△1,887	
	2	高等学校管理費		△3,387	国 △1,500	△1,887	
		学校運営費	01 全国高等学校総合文化祭あきた大会 開催事業	△3,387	国 △1,500	△1,887	決算見込みによる補正
		合計		△3,415	国 △1,500	△1,915	

令和 6年度補正予算内容説明書

特別支援教育課
(単位：千円)

一般会計

款	番 号 項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
					特 定	一 般		
10		教育費		△46,020	国 財 諸 計 2,551 778 130 3,459	△49,479		
	5	特別支援学校費		△46,020	国 財 諸 計 2,551 778 130 3,459	△49,479		
	1	特別支援学校総務費		△23,286		△23,286		
			非常勤講師等配置事業 費	△23,286		△23,286	決算見込みによる補正	
	2	特別支援学校管理費		△22,734	国 財 諸 計 2,551 778 130 3,459	△26,193		
			特別支援学校運営費	△15,126	財 諸 計 778 130 908	△16,034	決算見込みによる補正	
			02 教育的ニーズに応じた特別支援学校 施設等整備事業	△9,759		△9,759	決算見込みによる補正	
			03 特別支援学校教員の専門性向上サポ ート事業	△400		△400	決算見込みによる補正	
			04 県立学校給食費支援事業	2,551	国 2,551		国の補正予算に伴う補正 学校給食の食材費への助成に要する経費	
		合計		△46,020	国 財 諸 計 2,551 778 130 3,459	△49,479		

令和 6年度補正予算内容説明書

一般会計
生涯学習課
(単位：千円)

款	番 号 項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
					特 定	一 般	
10		教育費		△13,544	使国財諸債計 △5,010 △2,979 771 1,364 △800 △6,654	△6,890	
	6	社会教育費		△13,544	使国財諸債計 △5,010 △2,979 771 1,364 △800 △6,654	△6,890	
	1	社会教育総務費		△8,303	国諸債計 △2,704 17 △800 △3,487	△4,816	
			指導体制充実費	△1,494	17 諸	△1,511	決算見込みによる補正
			01 総務管理費				
			02 学校・家庭・地域連携総合推進事業	△5,675	国	△2,971	決算見込みによる補正
			03 “あい”で見る！あんしんネット 構築事業	△126		△126	決算見込みによる補正
			04 社会教育施設機能強化整備事業	△1,008	債	△208	決算見込みによる補正
	4	芸術文化振興費		2,206	使財諸計 △4,665 771 5,828 1,934	272	
			芸術文化振興事業費	△69		△69	決算見込みによる補正
			01 芸術文化普及事業費				

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 一 般	備 考
				特 定	財		
		02 秋田県美術品取得基金積立金	771	財	771		決算見込みによる補正
		03 県立美術館管理運営費	7,078	使 諸 計	△3,509 △32 △3,541	10,619	国の補正予算に伴う補正 物価高騰の影響に伴う指定管理者への支援に要す る経費 7,485 △407
		04 近代美術館管理運営費	△1,885	使 諸 計	△1,103 △482 △1,585	△300	決算見込みによる補正 決算見込みによる補正
		05 博物館管理運営費	△1,973	使 諸 計	△17 △215 △232	△1,741	決算見込みによる補正
		06 農業科学館管理運営費	△770	使 諸 計	△36 9 △27	△743	決算見込みによる補正
		07 あきたMuseum機能強化事業	△792	諸	6,548	△7,340	決算見込みによる補正
		08 秋田県立美術館環境整備事業	△154			△154	決算見込みによる補正
8	生涯学習振興費		△7,447	使 国 諸 計	△345 △275 △4,481 △5,101	△2,346	
		生涯学習振興事業費	△3,633	使 諸 計	△111 △4,433 △4,544	911	決算見込みによる補正
		02 図書館管理運営費	△1,160	諸	△12	△1,148	決算見込みによる補正

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
				特 定	一 般	
款 項		03 少年自然の家管理運営費	△1,995	△234 △37 △271	△1,724	決算見込みによる補正
		04 秋田型教育留学推進事業	△150		△150	決算見込みによる補正
		05 障害者の生涯学習支援モデル事業	△275	△275		決算見込みによる補正
		06 ニュースローマールに対応した体験活動 構築事業	△97	1	△98	決算見込みによる補正
		07 つながり、広げる子どもの読書応援 事業	△137		△137	決算見込みによる補正
	合計		△13,544	△5,010 △2,979 771 1,364 △800 △6,654	△6,890	

令和 6年度補正予算内容説明書

生涯学習課文化財保護室
(単位：千円)

一般会計

款	番 項	目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
						特 定	一 般		
10			教育費		△182,012	国 諸 計 △34,813 △133,717 △168,530	△13,482		
	6		社会教育費		△182,012	国 諸 計 △34,813 △133,717 △168,530	△13,482		
		3	文化財保護費		△182,012	国 諸 計 △34,813 △133,717 △168,530	△13,482		
				文化財保護・活用事業 費	△11,512		△11,512	決算見込みによる補正	
				埋蔵文化財発掘調査及 び分布調査費	△170,500	国 諸 計 △34,813 △133,717 △168,530	△1,970	決算見込みによる補正	
			合計		△182,012	国 諸 計 △34,813 △133,717 △168,530	△13,482		

令和 6年度補正予算内容説明書

一般会計
保健体育課
(単位：千円)

款	番 項	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
					特 定	一 般	
10		教育費		△11,884	国 諸 計 △12,001 8,504 △3,497	△8,387	
	7	保健体育費		△11,884	国 諸 計 △12,001 8,504 △3,497	△8,387	
	1	保健体育総務費		2,369	国 諸 計 △1,669 8,504 6,835	△4,466	
		学校保健及び学校安全管理事業費	01 学校保健・学校安全管理事業	6,164	諸	△2,340	決算見込みによる補正
			02 学校安全推進事業	△1,795	国 △1,669	△126	決算見込みによる補正
		学校保健及び学校給食管理事業費	01 医療費補助金	△500		△500	決算見込みによる補正
			02 学校保健・学校給食管理事業	△1,500		△1,500	決算見込みによる補正
	2	体育振興費		△14,253	国 △10,332	△3,921	
		体育振興推進事業費	01 秋田型部活動支援事業	△14,253	国 △10,332	△3,921	決算見込みによる補正
		合計		△11,884	国 諸 計 △12,001 8,504 △3,497	△8,387	

令和 6年度補正予算内容説明書

一般会計
福利課
(単位：千円)

款 10	番 項 目	科 目 名	事	業	名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
							特 定	一 般	
		教育費				△1,996		△1,996	
	1	教育総務費				△1,996		△1,996	
	2	事務局費				△1,424		△1,424	
			福利厚生費	01 福利厚生事業費		△1,424		△1,424	決算見込みによる補正
	7	恩給及び退職年金費				△572		△572	
			恩給及び退職年金費	01 恩給及び退職年金費		△572		△572	決算見込みによる補正
		合計				△1,996		△1,996	

第 2 表 継 続 費 補 正

款		項	事	業 名	変 更		変 更		後	
					総 額	年 度	年 度	年 度	総 額	年 割 額
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費		鹿 角 高 等 学 校 整 備 事 業 (建 築 工 事 分)		3, 357, 597	令 和 3 年 度		令 和 3 年 度	3, 267, 293	0
						令 和 4 年 度	1, 152, 783	令 和 4 年 度		1, 152, 783
						令 和 5 年 度	2, 031, 221	令 和 5 年 度		2, 031, 221
						令 和 6 年 度	173, 593	令 和 6 年 度		83, 289
	5 特 別 支 援 学 校 費		比 内 支 援 学 校 整 備 事 業 (建 築 工 事 分)		3, 286, 754	平 成 30 年 度	401, 468	平 成 30 年 度	3, 274, 190	401, 468
						令 和 元 年 度	1, 454, 597	令 和 元 年 度		1, 454, 597
						令 和 2 年 度	381, 828	令 和 2 年 度		381, 828
						令 和 3 年 度	628, 265	令 和 3 年 度		628, 265
						令 和 4 年 度	281, 534	令 和 4 年 度		281, 534
						令 和 5 年 度	85, 680	令 和 5 年 度		85, 680
						令 和 6 年 度	53, 382	令 和 6 年 度		40, 818

(単位 千円)

第3表 繰越明許費補正

1 追 加 分			(単位 千円)	
款	項	事業名	金	額
3 民 生 費				39,960
	2 児 童 福 祉 費			39,960
10 教 育 費		保 育 所 等 物 価 高 騰 対 策 事 業		39,960
				1,248,327
	1 教 育 総 務 費			30,017
		盛 土 崩 落 対 策 事 業		30,017
	4 高 等 学 校 費			437,295
		県立学校施設等総合管理計画推進事業		57,070
		AKITA DXハイスクール・ラボラトリー事業		195,000
		A I の 活 用 に よ る 英 語 教 育 強 化 事 業		15,000
		金 足 農 業 高 等 学 校 整 備 事 業		92,224
		湯 沢 高 等 学 校 整 備 事 業		78,001
	5 特 別 支 援 学 校 費			781,015
		栗 田 支 援 学 校 整 備 事 業		781,015

第 4 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加 分

事 項	期 間	限 度	額
高等学校運営費 (令和6年度分)	令和7年度	高等学校運営費	9,851千円
デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業 (令和6年度分)	令和7年度	デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業費	21,912千円
高等学校学習環境等整備事業 (令和6年度分)	令和7年度	高等学校学習環境等整備事業費	6,684千円

第5表 地方債補正

変更分 (単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高等学校整備事業費	4,312,500	証書借入又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。	3,803,700	証書借入又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。
特別支援学校整備事業費	821,600	同上	同上		790,300	同上	同上	
教育設備整備事業費	19,300	同上	同上		18,500	同上	同上	
現年発生源立学校施設等災害復旧事業費	10,000	同上	同上		0	同上	同上	

議案第 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

一 工 事 名 金足農業高等学校管理・教室棟ほか建築工事

二 工 事 箇 所 秋田市金足追分地内

三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり

四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札

五 契 約 金 額 一金式拾式億参千六百参拾万円

六 契 約 の 相 手 方 男鹿市船川港船川字海岸通り二号六番地二

沢木・住建・清水特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社沢木組

代表取締役 沢 木 則 明

七 工 期 契約締結の日から令和九年八月三十一日まで

令和七年 月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

金足農業高等学校管理・教室棟ほか建築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

別 紙

工

事

概

要

自 転 車 置 場	管 理 ・ 教 室 棟	区 分
木 造	地 鉄 筋 上 コ ン ク リ ー ト 建 造	構 造
延 建 べ 築 面 面 積 積 一 一 八 四 五 九 平 平 方 方 メ 米 ー ト トル ル	延 建 べ 築 面 面 積 積 六、二 八 四 九 八 平 平 方 方 メ 米 ー ト トル ル	工 事 内 容

議案第 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

- 一 工 事 名 金足農業高等学校管理・教室棟機械設備工事
- 二 工 事 箇 所 秋田市金足追分地内
- 三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり
- 四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札
- 五 契 約 金 額 一金五億四千六百七拾万円
- 六 契 約 の 相 手 方 秋田市山王五丁目一番七号

山二・羽後・山岡特定建設工事共同企業体

代表者 山二施設工業株式会社

代表取締役 阿 部 公 雄

七 工 期 契約締結の日から令和九年八月三十一日まで

令和七年 月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

金足農業高等学校管理・教室棟機械設備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

別 紙

工

事

概

要

区 分	管 理 ・ 教 室 棟
工 事 内 容	空気調和設備、換気設備、自動制御設備及び給排水衛生設備 他 一式

議案第 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

一 工 事 名 金足農業高等学校管理・教室棟ほか電気設備工事

二 工 事 箇 所 秋田市金足追分地内

三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり

四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札

五 契 約 金 額 一金四億九千六拾万円

六 契 約 の 相 手 方 秋田市八橋本町三丁目三番三号

本荘電気・羽後電設・秋田電機特定建設工事共同企業体

代表者 本荘電気工業株式会社

代表取締役 塩 谷 久 樹

七 工 期 契約締結の日から令和九年八月三十一日まで

令和七年 月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

金足農業高等学校管理・教室棟ほか電気設備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

別 紙

工

事

概

要

自 転 車 置 場	管 理 ・ 教 室 棟	区 分
電 灯 設 備 一 式	幹線設備、電灯設備、受変電設備及び構内情報通信網設備 他 一式	工 事 内 容

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十七年秋田県条例第三号）第六条の規定により、次の団体を秋田県立美術館の指定管理者として指定する。

一 指定管理者となる団体の所在地及び名称

秋田市中通一丁目四番二号

公益財団法人平野政吉美術財団

代表理事 坂 本 尚 夫

二 指定の期間

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和七年 月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

秋田県立美術館の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和 7 年度当初予算関係議案等

令和 7年度当初予算内容説明書

教育庁総務課
(単位：千円)

一般会計

款 番 号	項 目	科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源		内 訳		備 考
						特 定	一 般			
10		教育費			1,827,113	使 国 諸 計 284 673,145 3,137 676,566	1,150,547			
1		教育総務費			1,827,113	使 国 諸 計 284 673,145 3,137 676,566	1,150,547			
1		教育委員会費			11,975		11,975			
			教育委員会費	01 教育委員会費	11,975		11,975		1. 教育委員報酬 2. 教育委員会開催費	10,320 1,655
2		事務局費			23,425	使 諸 計 284 53 337	23,088			
			事務局費	01 事務局管理費	23,425	使 諸 計 284 53 337	23,088			
3		教職員人事費			153,675	諸 785	152,890			
			教職員人事管理費	01 障害者雇用対策事業	153,675	諸 785	152,890		障害者の雇用促進に要する経費	
4		教育指導費			4,469		4,469			
			教育振興費	01 教職員資質能力向上事業	4,469		4,469		教職員研修の推進に要する経費	

款	項	番号	科目名	事業	業名	予算額	財源内訳		備考
							特定	一般	
		5	教育助成費			1,543,015	国 諸 計 673,145 2,083 675,228	867,787	
				教育助成費	01 育英事業助成費	96	諸 1,911	△1,815	高等学校奨学金の国への償還金
				私学振興費	01 私学教育振興事務助成費	910,357	国 諸 計 126,432 172 126,604	783,753	1. 私立学校運営費補助金（一般補助） 2. 過疎地域私立高等学校特別補助 3. あきた私学魅力アップ支援事業費補助 4. 日本私立学校振興・共済事業団補助 5. 私立学校教職員退職金積立補助 6. 私立教官振興事務費 872,553 7,198 3,000 8,625 17,908 1,073
		6	総合教育センター費		02 私立学校就学支援事業	632,562	国 546,713	85,849	1. 私立高等学校就学支援金 2. 私立学校授業料軽減補助金 3. 私立学校入学科軽減補助金 4. 奨学のための給付金 528,453 11,952 37,375 54,782
						90,554	諸 216	90,338	
				総合教育センター費	01 総合教育センター管理運営費	90,554	諸 216	90,338	
			合計			1,827,113	使 国 諸 計 284 673,145 3,137 676,566	1,150,547	

令和 7年度当初予算内容説明書

教育庁総務課施設整備室
(単位：千円)

一般会計

款 番 号	項 目	科 目 名	事	業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
						特 定	一 般		
10		教育費			4,655,000	使国財諸債計 5,158 49,495 27,028 15 4,020,800 4,102,496	552,504		
1		教育総務費			48,836	使国財諸債計 5,158 2,008 27,028 15 6,400 40,609	8,227		
2		事務局費			48,836	使国財諸債計 5,158 2,008 27,028 15 6,400 40,609	8,227		
			事務局管理費	01 事務局管理費	8,037	国諸計 2,008 15 2,023	6,014		
			財産管理費	01 財産管理費	32,186	使財計 5,158 27,028 32,186			
			盛土崩落対策事業費	01 盛土崩落対策事業	8,613	債 6,400	2,213	埋蔵文化財センター男鹿収蔵庫敷地内	
4		高等学校費			4,470,435	国債計 35,888 3,903,300 3,939,188	531,247		
	2	高等学校管理費			1,024,359	債 840,900	183,459		
			学校営繕費	01 学校営繕費	92,342		92,342		

款	項	番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
						特 定	一 般		
				県立学校施設等総合管理計画推進事業	932,017	債	840,900	91,117	県立学校・教育施設の大規模改修及び環境改善等に要する経費
		5	学校建設費		3,446,076	国債計	35,888 3,062,400 3,098,288	347,788	
				横手高等学校整備事業費	687,609	債	618,800	68,809	校舎建築工事等に要する経費 (継続費令和2～10年度)
				大曲高等学校整備事業費	590,899	債	531,800	59,099	校舎建築工事等に要する経費 (継続費令和3～10年度)
				金足農業高等学校整備事業費	753,293	国債計	25,632 654,800 680,432	72,861	校舎建築工事等に要する経費
				湯沢高等学校整備事業費	1,407,049	国債計	10,256 1,257,000 1,267,256	139,793	校舎建築工事等に要する経費
				建設事業周辺家屋調査事業費	7,226			7,226	比内支援学校整備事業に伴う周辺家屋への影響調査に要する経費
5			特別支援学校費		135,729	国債計	11,599 111,100 122,699	13,030	
		3	学校建設費		135,729	国債計	11,599 111,100 122,699	13,030	
				栗田支援学校整備事業費	135,729	国債計	11,599 111,100 122,699	13,030	校舎建築工事等に要する経費

款	項	番 号	科 目 名	事	業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
							特 定	一 般		
11			災害復旧費			10,000	債 10,000			
	4		文教施設災害復旧費			10,000	債 10,000			
		1	県立学校施設等災害復 旧費			10,000	債 10,000			
				県立学校施設等災害復 旧事業費	01 県立学校施設等災害復旧事業	10,000	債 10,000			
			合計			4,665,000	使 国 債 5,158 49,495 27,028 15 4,030,800 4,112,496	552,504		

令和 7年度当初予算内容説明書

教職員給与課
(単位：千円)

一般会計

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
				特 定	一 般		
10	教育費		78,739,904	使 国 入 諸 計 1,987,590 12,923,132 7,166,325 33,616 22,110,663	56,629,241		
1	教育総務費		8,736,542	国 入 諸 計 253 7,166,325 15,337 7,181,915	1,554,627		
2	事務局費		8,674,111	国 入 諸 計 253 7,166,325 15,237 7,181,815	1,492,296		
3	教職員人事費	給与費	8,674,111	国 入 諸 計 253 7,166,325 15,237 7,181,815	1,492,296	特別職 一般職員 計 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費	1人 143人 144人 641,201 7,808,343 224,567
			62,431	諸	100	62,331	
		教職員人事管理費	59,532	諸	100	59,432	
		01 教育委員会 I T 化推進事業					
		02 教職員給与管理費	2,899			2,899	
2	小学校費		24,627,945	国 諸 計 6,883,332 7,419 6,890,751	17,737,194		
1	教職員費		24,627,945	国 諸 計 6,883,332 7,419 6,890,751	17,737,194		
		給与費	24,484,809	国 諸 計 6,883,332 7,419 6,890,751	17,594,058	小学校教職員 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費	3,070人 13,370,524 6,825,715 4,288,570

款	項	番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
						特 定	一 般		
				02 少人数学習推進事業	143,136		143,136	小学校教員 (臨時講師)	24人 1. 給料 85,944 2. 職員手当等 38,040 3. 共済費 19,152
3			中学校費		17,392,313	国 諸 計	4,640,669 4,613 4,645,282	12,747,031	
	1		教職員費		17,392,313	国 諸 計	4,640,669 4,613 4,645,282	12,747,031	
				給与費	17,258,421	国 諸 計	4,640,669 4,613 4,645,282	12,613,139	中学校教職員 1. 給料 2,094人 9,282,640 2. 職員手当等 4,951,792 3. 共済費 3,023,989
				02 少人数学習推進事業	133,892			133,892	中学校教員 (臨時講師) 1. 給料 78,782 2. 職員手当等 37,400 3. 共済費 17,710
4			高等学校費		17,605,463	使 国 諸 計	1,987,590 880 4,850 1,993,320	15,612,143	
	1		高等学校総務費		17,605,463	使 国 諸 計	1,987,590 880 4,850 1,993,320	15,612,143	
				給与費	17,605,463	使 国 諸 計	1,987,590 880 4,850 1,993,320	15,612,143	高等学校教職員 1. 給料 2,056人 9,411,796 2. 職員手当等 5,177,734 3. 共済費 3,015,933
5			特別支援学校費		8,925,601	国 諸 計	1,397,998 975 1,398,973	7,526,628	
	1		特別支援学校総務費		8,925,601	国 諸 計	1,397,998 975 1,398,973	7,526,628	
				給与費	8,925,601	国 諸 計	1,397,998 975 1,398,973	7,526,628	特別支援学校教職員 1. 給料 1,079人 4,907,235 2. 職員手当等 2,504,993 3. 共済費 1,513,373

款	項	番 号	科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源		内 訳	備 考
							特 定	一 般		
6			社会教育費			1,370,825	諸	422	1,370,403	
		1	社会教育総務費			1,370,825	諸	422	1,370,403	
7			保健体育費			81,215			81,215	
		1	保健体育総務費			81,215			81,215	
				給与費	01 給与費	1,370,825	諸	422	1,370,403	一般職員 165人 1. 給料 716,468 2. 職員手当等 415,186 3. 共済費 239,171
				給与費	01 給与費	81,215			81,215	
				給与費	01 給与費	81,215			81,215	一般職員 8人 1. 給料 38,648 2. 職員手当等 28,458 3. 共済費 14,109
			合計			78,739,904	使国入諸計	1,987,590 12,923,132 7,166,325 33,616 22,110,663	56,629,241	

令和 7年度当初予算内容説明書

幼保推進課
(単位：千円)

一般会計

款	項	番号	科目名	事業名	予算額	財源		内訳	備考
						特定	一般		
3			民生費		6,869,002	使 国 計	2,795 128,991 131,786	6,737,216	
	2		児童福祉費		6,869,002	使 国 計	2,795 128,991 131,786	6,737,216	
		1	児童福祉総務費		6,869,002	使 国 計	2,795 128,991 131,786	6,737,216	
			保育振興事業費	01 保育振興事業費	2,488	使	2,795	△307	
				02 子どものための教育・保育給付支援事業	6,312,748			6,312,748	1. 子どものための教育・保育給付費負担金 5,881,382 2. 施設型給付費地方単独費用補助事業 398,274 3. 子育て支援施設等利用給付費負担金 33,092
				03 地域子ども・子育て支援事業	396,695			396,695	1. 一時預かり事業 188,548 2. 延長保育事業 69,183 3. 病児保育事業 134,617 4. 実費徴収に係る補足給付事業 691 5. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 3,656
				04 保育士等確保対策事業	51,359	国	30,235	21,124	1. 保育士産休等代替職員補助事業 5,639 2. 子育て支援員養成事業 3,143 3. 保育士等キャリアアップ研修事業 11,195 4. 保育士資格取得に係るオンライン手続化事業 392 5. 保育補助者雇上強化事業 11,990 6. 保育体制強化事業 18,900 7. 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業 100
				05 保育士修学資金貸付事業	84,848	国	84,848		貸付原資等への助成に要する経費
				06 多様な保育促進事業	20,864	国	13,908	6,956	保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備に要する経費

款 番 号	目 科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
				特 定	一 般		
10	教育費		342,346	国 財 諸 計 130,320 3,525 423 134,268	208,078		
1	教育総務費		342,346	国 財 諸 計 130,320 3,525 423 134,268	208,078		
4	教育指導費		55,702	国 財 諸 計 24,150 3,525 423 28,098	27,604		
		教職員研修費	487	国 財 諸 計 159	328		
		教育振興費	3,525	財 諸 計 3,525			
		02 わか杉っ子！育ちと学び支援事業	25,969	国 財 諸 計 23,851 18 23,869	2,100	乳幼児期・幼保小接続期における教育・保育の質の向上に要する経費	
		01 幼保指導推進費	25,721	国 財 諸 計 140 405 545	25,176		
5	教育助成費		286,644	国 財 諸 計 106,170	180,474		
		私学振興費	247,497	国 財 諸 計 67,023	180,474	1. 一般補助 2. 特別支援教育費補助 3. 預かり保育推進事業費補助 4. 私立幼稚園教職員共済事業補助 5. 私立幼稚園教職員退職金補助	37,198 112,112 7,280 31,034 59,873
		02 私立幼稚園整備費補助金	39,147	国 財 諸 計 39,147		幼稚園等の遊具等の整備に要する経費	
	合計		7,211,348	使 国 財 諸 計 2,795 259,311 3,525 423 266,054	6,945,294		

令和 7年度当初予算内容説明書

義務教育課
(単位：千円)

一般会計

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
				特 定	一 般		
10	教育費		2,869,408	使国財入諸計 2,661 87,380 11,534 1,844,657 1,513 1,947,745	921,663		
		1	教育総務費	2,690,296	使国財入諸計 2,661 87,380 11,534 1,844,657 1,513 1,947,745	742,551	
		2	事務局費	45,266	諸 120	45,146	
3	教職員人事費						
			教育事務所運営費	45,266	諸 120	45,146	
				9,674	使諸計 2,661 18 2,679	6,995	
4	教育指導費						
			教職員人事管理費	9,674	使諸計 2,661 18 2,679	6,995	
				2,635,356	国財入諸計 87,380 11,534 1,844,657 1,375 1,944,946	690,410	
			12,767	01 学校指導費	国諸計 4,004 18 4,022	8,745	

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 記 一 般	備 考
				特 定	諸		
		02 学力向上推進事業	7,034	諸	392	6,642	1. 学習状況調査事業 2. あきたの教育力充実事業 3. I C Tを活用した授業力向上事業
		03 被災児童生徒就学支援事業	1,289	国	1,289		
		04 生徒指導総合支援事業	89,305	国	29,042	60,263	1. スクールカウンセラー等配置事業 2. スクールソーシャルワーカー活用事業 3. S N S ・電話相談事業
		05 文化部活動地域移行等推進事業	8,682	国	5,778	2,904	1. 文化部活動地域移行実証事業 2. 文化部活動指導員配置支援事業
		06 学校支援スタッフ配置事業	139,960	国	47,267	92,693	1. 学校サポーター配置事業 2. 児童生徒の学びを支える支援スタッフ配置事業
		07 公立学校情報機器整備臨時対策基金 積立金	11,534	財	11,534		
		08 公立学校情報機器整備事業	1,844,657	入	1,844,657		市町村が行う小・中学校等における学習者用端末等の整備への助成に要する経費
		非常勤講師配置事業費	242,997	諸	19	242,978	
		02 少人数学習推進事業	277,131	諸	946	276,185	

款	番 号		科 目 名	業 名		予 算 額	財 源		内 訳	備 考
	項	目					特 定	一 般		
	2		小学校費			86,162		86,162		
		1	教職員費			86,162		86,162		
				教職員費	01 小学校教職員旅費	86,162		86,162		
	3		中学校費			92,950		92,950		
		1	教職員費			92,950		92,950		
				教職員費	01 中学校教職員旅費	92,950		92,950		
			合計			2,869,408	使国財入諸計 2,661 87,380 11,534 1,844,657 1,513 1,947,745	921,663		

令和 7年度当初予算内容説明書

一般会計
高校教育課
(単位：千円)

款 番 号	項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳 一 般	備 考			
					特 定						
10		教育費		5,577,619	使 国 財 諸 計	11,495 1,962,519 50,364 43,358 2,067,736	3,509,883				
	1			教育総務費	2,178,561	国 諸 計	1,950,904 16 1,950,920	227,641			
	3			教職員人事費	9,778	諸	16	9,762			
					人事管理費	01 教職員人事事務費	9,778	諸	16	9,762	
4		教育指導費		3,273				3,273			
				3,273	学校指導費	01 学校教育指導費		3,273			
5		教育助成費		2,165,510	国	1,950,904	214,606				
				2,164,286	国	1,950,904	213,382	1,748,118 1,748,118 (秋田市立分)			
				1,224	02 定通教育補助事業		1,224	96,767 319,401 定時制・通信制生徒への教科書等給与に要する経費			
4		高等学校費		3,399,058	使 国 財 諸 計	11,495 11,615 50,364 43,342 116,816	3,282,242				

款	項	番号	科目名	事業名		予算額	財源		内訳		備考
							特定	一般			
		1	高等学校総務費			513,160	使諸計 11,495 6,424 17,919	495,241			
				入学選抜費	01 入学選抜費	10,540	使諸計 11,495 468 11,963	△1,423			
				非常勤職員配置事業費	01 非常勤職員配置事業	495,087	諸 5,956	489,131			
				学校総務費	01 教員初任者研修事業	6,981		6,981			
					02 秋田県青少年芸術活動振興事業	552		552			
		2	高等学校管理費			2,333,773	国諸計 9,925 23,534 33,459	2,300,314			
				学校運営費	01 高等学校運営費	1,990,447	諸 22,434	1,968,013			
					02 地域生徒指導推進事業費	339		339			
					03 少人数学習推進事業（高等学校）	51,567		51,567			
					04 秋田を支える人づくり教育推進事業	79,136	国諸計 315 345 660	78,476		1. キャリア教育充実事業 2. ふるさと人材・地域づくり推進事業 3. 産業人材育成事業	4,183 70,825 4,128
					05 高等学校生活支援事業	27,189	国諸計 5,610 92 5,702	21,487		1. 高等学校スクールカウンセラー配置事業 2. 高校生学校生活サポート事業	9,005 18,184

—57—

令和 7年度当初予算内容説明書

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室
(単位：千円)

一般会計

款 10	項	番号 科目名	事業	業名	予算額	財源内訳		備考
						特定	一般	
		教育費			112,471	諸	16 112,455	
	1	教育総務費			3,164	諸	16 3,148	
	3	教職員人事費			3,164	諸	16 3,148	
			人事管理費	01 教職員人事事務費	3,164	諸	16 3,148	
	4	高等学校費			109,307		109,307	
	2	高等学校管理費			109,307		109,307	
			学校運営費	01 全国高等学校総合文化祭あきた大会 開催事業	109,307		109,307	ブレ大会の実施等に要する経費
		合計			112,471	諸	16 112,455	

令和 7年度当初予算内容説明書

特別支援教育課
(単位：千円)

一般会計

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
				特 定	一 般		
10	教育費		1,385,105	国 財 入 諸 債 計 85,529 875 23,131 2,638 30,900 143,073	1,242,032		
1	教育総務費		16,908	諸	46	16,862	
4	教育指導費		16,908	諸	46	16,862	
		特別支援学校等管理指導費	5,417	諸	17	5,400	
		教育振興費	1,542			1,542	
		01 みんなで創る特別支援教育推進費	2,119			2,119	
		02 特別支援学校体育・文化連盟助成事業	981			981	特別な支援を必要とする子どもに対する切れ目ない支援体制の構築に要する経費
		03 切れ目ない支援体制充実促進事業	6,849	諸	29	6,820	就労可能な職域の拡大と職場定着の促進に要する経費
		04 特別支援学校生の職域拡大・職場定着促進事業	1,368,197	国 財 入 諸 債 計 85,529 875 23,131 2,592 30,900 143,027	1,225,170		
5	特別支援学校費						

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
				特 定	一 般		
1	特別支援学校総務費		221,947	諸 1,140	220,807		
		非常勤講師等配置事業費	221,947	諸 1,140	220,807		教科等指導、医療的ケア看護師及び訪問教育等担当講師の配置に要する経費
2	特別支援学校管理費		1,146,250	国 財 入 諸 債 計 85,529 875 23,131 1,452 30,900 141,887	1,004,363		
		特別支援学校運営費	833,904	財 諸 計 875 1,428 2,303	831,601		
		02 特別支援教育就学奨励費	168,458	国 84,228	84,230		
		03 教育的ニーズに応じた特別支援学校施設等整備事業	137,723	入 債 計 23,131 30,900 54,031	83,692	1. 特別支援学校学習環境整備事業 2. 特別支援学校スクールバス整備事業 3. ICT端末等導入推進事業	18,477 62,181 57,065
		04 特別支援学校教員の専門性向上サポート事業	6,165	国 諸 計 1,301 24 1,325	4,840	1. 高度な専門性を有する特別支援学校教員養成事業 2. 教員業務支援員配置事業	2,045 4,120
	合計		1,385,105	国 財 入 諸 債 計 85,529 875 23,131 2,638 30,900 143,073	1,242,032		

令和 7年度当初予算内容説明書

生涯学習課
(単位：千円)

一般会計

款 番 号	目 科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
				特 定	一 般		
10	教育費		1,090,359	使国財諸債計 10,469 56,151 3,152 58,316 14,600 142,688	947,671		
6	社会教育費		1,090,359	使国財諸債計 10,469 56,151 3,152 58,316 14,600 142,688	947,671		
1	社会教育総務費		103,769	国諸債計 28,909 30 14,600 43,539	60,230		
		指導体制充実費	17,989	諸 30	17,959		
		01 総務管理費					
		02 学校・家庭・地域連携総合推進事業	58,593	国 28,909	29,684	学校、家庭及び地域が連携して実施する活動の支援等に要する経費	
		03 “あい”で見守る！あんしんネット構築事業	4,339		4,339	インターネットの安全・安心な利用環境の整備に要する経費	
		04 社会教育施設機能強化整備事業	22,848	債 14,600	8,248	1. 施設機能強化事業 2. 施設運営強化事業	16,710 6,138
4	芸術文化振興費		566,454	使国財諸債計 7,092 27,242 3,152 36,419 73,905	492,549		
		芸術文化振興事業費	1,011		1,011		
		01 芸術文化普及事業費					

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
				特 定	一 般		
		02 秋田県美術品取得基金積立金	3,152	財	3,152		
		03 県立美術館管理運営費	127,522	使 諸 計	5,226 243 5,469	122,053	
		04 近代美術館管理運営費	173,722	使 諸 計	1,805 777 2,582	171,140	
		05 博物館管理運営費	130,980	使 諸 計	22 1,274 1,296	129,684	
		06 農業科学館管理運営費	48,628	使 諸 計	39 119 158	48,470	
		07 あきたMuseum機能強化事業	66,554	国 諸 計	19,800 34,006 53,806	12,748	1. Museum特別展充実事業 40,458 2. Museumネットワーク形成事業 1,610 3. MuseumDX推進事業 24,486
		08 (新)旧奈良家住宅保存修理事業	14,885	国	7,442	7,443	旧奈良家住宅の耐震診断に要する経費
8	生涯学習振興費		420,136	使 諸 計	3,377 21,867 25,244	394,892	
		生涯学習振興事業費	73,339	使 諸 計	2,880 20,755 23,635	49,704	
		02 図書館管理運営費	216,637	諸	383	216,254	

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
				特 定	一 般		
		03 青少年交流センター管理運営費	52,271	諸	182	52,089	
		04 少年自然の家管理運営費	71,087	使 諸 計	497 522 1,019	70,068	
		05 ニュージーランドに対応した体験活動 構築事業	5,110	諸	25	5,085	少年自然の家の体験活動の充実に要する経費
		06 つながり、広げる子どもの読書応援 事業	1,692			1,692	読書への関心を高める取組に要する経費
	合計		1,090,359	使 国 財 諸 債 計	10,469 56,151 3,152 58,316 14,600 142,688	947,671	

款 番 号	項 目 科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
				特 定	一 般		
10	教育費		784,376	使 国 入 諸 計	425 494,673 1,000 163,642 659,740	124,636	
6	社会教育費		784,376	使 国 入 諸 計	425 494,673 1,000 163,642 659,740	124,636	
3	文化財保護費		784,376	使 国 入 諸 計	425 494,673 1,000 163,642 659,740	124,636	
		文化財調査・管理事業 費	2,000	国	1,000	1,000	
		01 文化財保護管理指導費					
		02 カモシカ保護地域特別・通常調査事業	2,380	国	1,585	795	
		文化財保護・活用事業 費	394	使	425	△31	
		01 銃砲刀剣類登録審査費					
		02 文化財保存調査事業費	653			653	
		03 民俗芸能振興費	671			671	
		04 文化財保護指導費	4,060	諸	13	4,047	
		05 埋蔵文化財保管活用事業	1,261	国	630	631	

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考	
				特 定	一 般			
		06 「未来につなぐJOMON」世界遺産魅力アップ事業	59,377	国	959	58,418	1. 世界遺産魅力アップ事業 2. 世界文化遺産継承事業	53,037 6,340
		07 民俗文化財継承支援事業	2,275	入	1,000	1,275	1. 民俗芸能交流推進事業 2. 民俗文化財伝承支援事業	1,275 1,000
		埋蔵文化財発掘調査及び分布調査費	659,639	国	487,575 163,613 651,188	8,451	1. 遺跡詳細分布調査費 2. 払田柵跡保存目的調査費 3. 国土交通省受託事業 4. 東日本高速道路株式会社受託事業	12,284 4,534 479,584 163,237
		埋蔵文化財センター管理運営費	17,312	諸	16	17,296		
		文化財保護助成費	12,656	国	2,924	9,732		
		02 横手市増田重要伝統的建造物群保存地区整備等助成事業	1,377			1,377	1. 横手市増田重要伝統的建造物群保存地区整備助成事業 2. 横手市増田重要伝統的建造物群保存地区防災施設等整備事業	964 413
		03 重要文化財天徳寺保存修理事業	20,321			20,321		
	合計		784,376	使 国 入 諸 計	425 494,673 1,000 163,642 659,740	124,636		

令和 7年度当初予算内容説明書

保健体育課
(単位：千円)

一般会計

款 10	項	目	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考
						特定	一般	
			教育費		254,143	国 諸 計 40,361 72,390 112,751	141,392	
	7		保健体育費		254,143	国 諸 計 40,361 72,390 112,751	141,392	
		1	保健体育総務費		200,218	国 諸 計 5,890 72,390 78,280	121,938	
			学校保健及び学校安全管理事業費	01 学校保健・学校安全管理事業	175,770	諸	103,395	
				02 学校安全推進事業	5,480	国 4,882	598	
			学校保健及び学校給食管理事業費	01 医療費補助金	3,010	国 30	2,980	
				02 学校保健・学校給食管理事業	4,922		4,922	
				03 健やか秋田っ子育成支援事業	2,297	国 978	1,319	健康教育及び食育の推進に要する経費
			保健体育助成事業費	01 体育連盟補助金	3,815		3,815	
			保健体育指導・運営費	01 保健体育指導・運営費	4,924	諸 15	4,909	

款	項	番号	科目名	事業	業名	予算額	財源		内訳	備考
							特定	一般		
	2		体育振興費			53,925	国	34,471	19,454	
				体育振興推進事業費	01 体育振興推進事業費	981			981	
					02 秋田っ子元気アップ推進事業	632			632	体育に関する授業改善の推進に要する経費
					03 秋田型部活動支援事業	52,312	国	34,471	17,841	1. 中学校部活動地域移行推進事業 2. 運動部活動指導員配置事業 3. 運動部活動サポート事業
						254,143	国 諸 計	40,361 72,390 112,751	141,392	
			合計							

令和 7年度当初予算内容説明書

福利課
(単位：千円)

一般会計

款 10	項	目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
						特 定	一 般		
			教育費		515,125	諸 15	515,110		
1			教育総務費		515,125	諸 15	515,110		
2			事務局費		59,058	諸 15	59,043		
				福利厚生費	59,058	諸 15	59,043		
3			教職員人事費		449,010		449,010		
				給与費	449,010		449,010	児童手当	
7			恩給及び退職年金費		7,057		7,057		
				恩給及び退職年金費	7,057		7,057	元教員に対して支給する恩給等に要する経費	
			合計		515,125	諸 15	515,110		

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
県立学校施設等総合管理計画推進事業 (令和7年度分)	令和8年度	県立学校施設等総合管理計画推進事業費	128,165千円
旧奈良家住宅保存修理事業 (令和7年度分)	令和8年度	旧奈良家住宅保存修理事業費	9,855千円

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
高 等 学 校 整 備 事 業 費	3,903,300	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内	
特 別 支 援 学 校 整 備 事 業 費	142,000	同 上	同上	
盛 土 崩 落 対 策 事 業 費	6,400	同 上	同上	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。
教 育 設 備 整 備 事 業 費	14,600	同 上	同上	
現 年 発 生 県 立 学 校 施 設 等 災 害 復 旧 事 業 費	10,000	同 上	同上	

議案第 号

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「第二十八条の四」を「第二十八条の四第一項」に、「の日数」を「並びに第二十八条の二第三項及び第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「前項第一号及び第三号から第六号」を「前項第一号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万三千円、前項第二号から第五号」に改め、「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」及び「同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)」については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十五条の二第二項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の八」に改め、同項第五号中「百分の十」を「百分の四」に改め、同項第六号及び第七号を削る。

第十五条の三第一項第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第十六条第一項第一号中「有料の道路(以下この項から第三項まで)」を「有料の道路(以下この条)」に改め、同条第二項第一号中「以下この号及び次項」を「次項及び第四項」に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同条第三号中「(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第三項中「(第一号)」の下に「及び次項」を加え、「でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

第十六条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第十六条の二第三項中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用職員であつた者その他教育委員会規則で定める者から引き続き職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第十七条の三第二項中「一般職の職員の給与に関する条例」の下に「（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）」を加える。

第二十一条の二第一項中「第二十八条の四」を「第二十八条の四第一項」に、「週休日又は」を「週休日若しくは第二十八条の二第三項及び第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第二十四条第一項中「地域に在勤する」を「職員のいづれかに該当する」に改め、同項第一号中「秋田県」を「別表第五に掲げる地域に在勤する職員」に改め、同項第二号中「地域」を「職員」に、「寒冷」を「勤務し又は居住する地域の寒冷」に、「教育委員会規則で定める」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

(一) 教育委員会規則で定める基準に適合すると認められる公署に在勤する職員

(二) (一)に掲げる職員以外の職員のうち別表第五に掲げる地域に居住する職員

(三) (一)及び(二)に掲げる職員以外の職員のうち教育委員会規則で定める職員

第二十四条第二項中「地域の」を「職員の」に改め、同項の表中「秋田県」を「前項第一号並びに第二号(一)及び(二)に掲げる職員」に、「前項第二号に掲げる地域」を「前項第二号(三)に掲げる職員」に改める。

第二十五条の二中「、第十五条、第十五条の三、第十七条の二、第十七条の三、第二十四条」を削る。

第二十八条の二の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「をいう」を「(第三項及び第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。)」をいう」に改め、同条に次の一項を加える。

3 市町村の教育委員会は、職員(県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める職員を除く。以下この項において同じ。))について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほかには当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより、職員の申告を経た、四週間を超えない範囲内で週を単位として県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める期間(以下この項において「単位期間」という。)(ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかには当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第二十八条の四第一項中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第二十八条の二第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

第二十八条の五第二項を次のように改める。

2 市町村の教育委員会は、次に掲げる場合には、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

三 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

1 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	201,319	222,266	351,175	438,793
	2	203,635	224,684	352,686	440,102
	3	205,951	227,101	354,197	441,311
	4	208,167	229,518	355,707	442,620
	5	210,383	231,935	357,117	443,728
	6	212,699	234,352	358,527	444,836
	7	214,915	236,769	359,937	446,044
	8	217,130	239,186	361,347	447,253
	9	219,346	241,603	362,757	448,562
	10	221,562	243,214	364,066	449,770
	11	223,777	244,826	365,375	450,777
	12	225,993	246,437	366,685	451,885
	13	228,208	248,048	367,893	453,094
	14	230,323	249,559	369,202	453,899
	15	232,438	250,969	370,411	454,705
	16	234,553	252,379	371,619	455,612
	17	236,668	253,789	372,828	456,518
	18	238,481	254,997	374,036	457,021
	19	240,193	256,206	375,245	457,525
	20	241,905	257,414	376,353	458,029
	21	243,617	258,824	377,461	458,532
	22	244,926	260,033	378,669	
	23	246,235	261,342	379,878	
	24	247,545	262,651	380,985	
	25	248,753	263,960	382,093	
	26	249,861	265,874	383,302	
	27	250,969	267,687	384,510	
	28	252,077	269,499	385,618	
	29	253,285	271,212	386,726	
	30	254,594	273,427	387,934	
	31	255,803	275,643	389,143	
	32	257,011	277,858	390,251	
	33	258,119	280,074	391,359	
	34	259,328	282,290	392,567	
	35	260,536	284,505	393,776	
	36	261,745	286,620	394,984	

	37	262, 953	288, 634	396, 193
	38	264, 162	290, 548	397, 502
	39	265, 370	292, 461	398, 710
	40	266, 579	294, 274	399, 919
	41	267, 787	296, 087	401, 127
	42	268, 895	298, 000	402, 437
	43	270, 003	299, 813	403, 444
	44	271, 111	301, 525	404, 552
	45	272, 118	303, 237	405, 760
	46	272, 924	305, 050	406, 969
	47	273, 729	306, 762	408, 177
	48	274, 535	308, 374	409, 386
	49	275, 240	309, 985	410, 493
	50	276, 046	311, 697	411, 501
	51	276, 751	313, 510	412, 810
	52	277, 456	315, 222	414, 018
	53	278, 261	316, 531	415, 227
	54	279, 067	318, 445	416, 335
	55	279, 873	320, 257	417, 442
	56	280, 578	321, 969	418, 550
	57	281, 283	323, 681	419, 557
	58	282, 088	325, 595	420, 766
	59	282, 894	327, 307	421, 974
	60	283, 599	329, 019	423, 183
	61	284, 203	330, 731	423, 787
	62	284, 908	332, 544	424, 593
	63	285, 613	334, 357	425, 298
	64	286, 217	336, 069	425, 801
	65	286, 922	337, 781	426, 104
	66	287, 627	339, 090	426, 406
	67	288, 332	340, 399	426, 808
	68	289, 037	341, 709	427, 211
	69	289, 742	343, 219	427, 513
	70	290, 548	344, 730	427, 916
	71	291, 253	346, 240	428, 218
	72	291, 958	347, 751	428, 521
	73	292, 461	349, 161	428, 823
	74	293, 166	350, 672	429, 226
定年前	75	293, 871	352, 182	429, 528
再任用	76	294, 476	353, 693	429, 830
短時間	77	295, 080	355, 103	430, 132
勤務職	78	295, 785	356, 614	430, 434
員以外	79	296, 389	358, 124	430, 736
の職員	80	296, 993	359, 635	430, 938

	81	297, 598	361, 045	431, 139	
	82	298, 202	362, 354		
	83	298, 806	363, 663		
	84	299, 410	364, 872		
	85	299, 914	366, 080		
	86	300, 417	367, 289		
	87	300, 921	368, 497		
	88	301, 425	369, 605		
	89	301, 827	370, 713		
	90	302, 432	371, 821		
	91	302, 935	372, 929		
	92	303, 439	374, 036		
	93	303, 741	375, 144		
	94	304, 244	376, 353		
	95	304, 748	377, 461		
	96	305, 151	378, 568		
	97	305, 554	379, 575		
	98	306, 057	380, 583		
	99	306, 561	381, 489		
	100	306, 964	382, 395		
	101	307, 366	383, 201		
	102	307, 769	384, 208		
	103	308, 172	385, 115		
	104	308, 474	386, 021		
	105	308, 676	386, 827		
	106	308, 978	387, 733		
	107	309, 280	388, 639		
	108	309, 481	389, 546		
	109	309, 683	390, 351		
	110	309, 884	391, 359		
	111	310, 186	392, 265		
	112	310, 488	393, 171		
	113	310, 690	393, 776		
	114	310, 891	394, 682		
	115	311, 093	395, 588		
	116	311, 395	396, 495		
	117	311, 697	397, 300		
	118	311, 898	398, 005		
	119	312, 201	398, 811		
	120	312, 503	399, 617		
	121	312, 704	400, 221		
	122	312, 905	400, 926		
	123	313, 107	401, 631		
	124	313, 409	402, 235		

	125	313, 711	402, 840		
	126		403, 544		
	127		404, 048		
	128		404, 652		
	129		405, 257		
	130		405, 861		
	131		406, 364		
	132		406, 868		
	133		407, 170		
	134		407, 472		
	135		407, 774		
	136		408, 076		
	137		408, 379		
	138		408, 681		
	139		408, 983		
	140		409, 285		
	141		409, 587		
	142		409, 889		
	143		410, 191		
	144		410, 493		
	145		410, 695		
	146		410, 997		
	147		411, 299		
	148		411, 501		
	149		411, 702		
	150		412, 004		
	151		412, 306		
	152		412, 508		
	153		412, 709		
	154		413, 011		
	155		413, 313		
	156		413, 515		
	157		413, 716		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 231, 330	円 277, 959	円 332, 343	円 414, 824

備考 1 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表(2)の適用を受ける職員を除く。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額は、この表の額に 7, 500 円をそれぞれ加算した額とする。

2 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	201,319	248,048	379,475	455,108
	2	203,635	249,559	380,985	456,921
	3	205,951	250,969	382,395	458,734
	4	208,167	252,379	383,805	460,546
	5	210,383	253,789	385,215	462,158
	6	212,699	254,997	386,726	463,870
	7	214,915	256,206	388,237	465,783
	8	217,130	257,414	389,646	467,495
	9	219,346	258,824	390,956	469,207
	10	221,562	260,033	392,466	470,819
	11	223,777	261,342	393,977	472,329
	12	225,993	262,651	395,488	473,840
	13	228,208	263,960	396,898	475,351
	14	230,323	265,874	398,408	476,660
	15	232,438	267,687	399,919	477,969
	16	234,553	269,499	401,430	479,278
	17	236,668	271,212	402,840	480,487
	18	238,481	273,427	404,451	481,192
	19	240,193	275,643	406,062	481,897
	20	241,905	277,858	407,573	482,602
	21	243,617	280,074	408,781	483,206
	22	244,926	282,290	410,191	
	23	246,235	284,505	411,601	
	24	247,545	286,620	412,911	
	25	248,753	288,634	414,522	
	26	249,962	290,548	415,932	
	27	251,170	292,461	417,241	
	28	252,379	294,274	418,651	
	29	253,487	296,087	420,061	
	30	254,695	298,000	421,370	
	31	255,904	299,813	422,881	
	32	257,112	301,525	424,391	
	33	258,220	303,237	426,003	
	34	259,529	305,050	427,413	
	35	260,838	306,762	429,024	
	36	262,148	308,374	430,535	
	37	263,558	309,985	432,247	
	38	264,968	311,697	433,757	
	39	266,277	313,510	435,369	
	40	267,586	315,222	436,980	

	41	268, 895	316, 531	438, 491
	42	269, 902	318, 445	440, 001
	43	270, 909	320, 257	441, 210
	44	271, 816	321, 969	442, 419
	45	272, 521	323, 681	443, 627
	46	273, 326	325, 595	444, 936
	47	274, 132	327, 307	446, 145
	48	274, 938	329, 019	447, 353
	49	275, 743	330, 731	448, 461
	50	276, 549	332, 544	449, 670
	51	277, 254	334, 357	450, 878
	52	278, 060	336, 069	452, 087
	53	278, 865	337, 781	453, 295
	54	279, 671	339, 090	454, 504
	55	280, 477	340, 399	455, 712
	56	281, 283	341, 709	456, 921
	57	281, 988	343, 219	458, 029
	58	282, 592	344, 831	458, 633
	59	283, 397	346, 341	459, 136
	60	284, 304	347, 953	459, 640
	61	285, 110	349, 463	460, 143
	62	285, 714	351, 075	
	63	286, 519	352, 686	
	64	287, 224	354, 197	
	65	288, 232	355, 707	
	66	289, 037	357, 319	
	67	289, 843	358, 930	
	68	290, 548	360, 441	
	69	291, 253	361, 951	
	70	292, 059	363, 563	
	71	292, 864	365, 174	
	72	293, 569	366, 685	
	73	294, 274	368, 195	
	74	294, 979	369, 807	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	75	295, 684	371, 418	
	76	296, 288	372, 929	
	77	296, 893	374, 439	
	78	297, 598	375, 849	
	79	298, 303	377, 259	
	80	298, 907	378, 568	
	81	299, 511	379, 878	
	82	300, 216	381, 288	
	83	300, 921	382, 698	
	84	301, 626	384, 007	
	85	302, 331	385, 115	
	86	303, 137	386, 524	
	87	303, 842	387, 834	
	88	304, 547	389, 143	

89	305, 252	390, 351
90	306, 158	391, 661
91	306, 964	392, 769
92	307, 769	393, 977
93	308, 273	395, 186
94	309, 078	396, 293
95	309, 884	397, 502
96	310, 690	398, 710
97	311, 395	400, 120
98	312, 201	401, 127
99	313, 006	402, 135
100	313, 711	403, 142
101	314, 517	404, 048
102	315, 423	405, 055
103	316, 330	406, 163
104	317, 135	407, 271
105	317, 740	407, 976
106	318, 545	408, 882
107	319, 351	409, 788
108	320, 157	410, 695
109	320, 862	411, 501
110	321, 264	412, 306
111	321, 667	413, 112
112	322, 171	413, 918
113	322, 674	414, 522
114	323, 077	415, 227
115	323, 581	415, 932
116	323, 984	416, 637
117	324, 487	417, 241
118	324, 991	417, 745
119	325, 394	418, 147
120	325, 897	418, 450
121	326, 401	418, 752
122	326, 803	419, 054
123	327, 307	419, 356
124	327, 811	419, 557
125	328, 415	419, 759
126	328, 717	420, 061
127	329, 019	420, 363
128	329, 321	420, 564
129	329, 523	420, 766
130	329, 825	421, 068
131	330, 127	421, 370
132	330, 328	421, 572
133	330, 530	421, 773
134	330, 731	422, 075
135	330, 933	422, 377
136	331, 235	422, 579

	137	331,537	422,780		
	138	331,738	423,082		
	139	332,040	423,384		
	140	332,343	423,586		
	141	332,544	423,787		
	142	332,745	424,089		
	143	333,047	424,391		
	144	333,249	424,593		
	145	333,551	424,794		
	146	333,752			
	147	334,055			
	148	334,357			
	149	334,558			
	150	334,760			
	151	335,062			
	152	335,364			
	153	335,565			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 240,193	円 281,081	円 338,989	円 424,895

備考 1 この表は、市町村立の中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で、当該中学校における教育と一貫して教育を施す高等学校の教科を担当するもの（教育委員会規則で定める職員に限る。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額は、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	184,802	231,633	267,183	300,921	323,581	357,721
	2	185,910	233,143	268,190	302,432	325,394	359,433
	3	187,119	234,654	269,197	303,942	327,206	361,045
	4	188,226	236,164	270,204	305,352	328,918	362,656
	5	189,334	237,675	271,212	306,762	330,630	364,268
	6	191,046	239,186	272,219	307,870	332,343	366,080
	7	192,658	240,696	273,226	308,877	334,055	367,591
	8	194,269	242,207	274,233	310,086	335,767	369,202
	9	195,880	243,718	275,240	311,294	337,378	370,612
	10	197,593	245,128	276,247	312,905	339,090	372,224
	11	199,204	246,538	277,254	314,517	340,802	373,835
	12	200,815	247,948	278,362	316,128	342,414	375,346
	13	202,427	249,156	279,369	317,639	343,924	377,259
	14	204,139	250,365	280,678	319,250	345,536	379,173
	15	205,851	251,573	281,988	320,862	347,147	381,086
	16	207,563	252,782	283,196	322,473	348,658	382,899
	17	208,872	253,889	284,505	323,984	350,067	384,410
	18	210,483	254,997	285,814	325,696	351,780	386,222
	19	212,095	256,105	287,023	327,307	353,391	387,934
	20	213,605	257,213	288,232	328,918	355,002	389,546
	21	215,116	258,220	289,339	330,328	356,211	391,258
	22	216,727	259,227	290,548	332,040	357,721	392,668
	23	218,339	260,234	291,857	333,752	359,232	394,078
	24	219,950	261,241	293,166	335,364	360,743	395,488
	25	221,562	262,248	294,476	336,572	362,455	396,898
	26	223,274	263,155	295,483	338,486	364,268	398,106
	27	224,583	264,061	296,490	340,198	365,980	399,315
	28	225,892	264,968	297,598	341,809	367,692	400,322
	29	227,201	265,773	298,705	343,320	369,102	401,430
	30	228,309	266,579	299,914	344,931	370,411	402,638
	31	229,417	267,385	301,022	346,543	371,619	403,746
	32	230,525	268,190	302,230	348,154	373,029	404,854
	33	231,633	268,895	303,439	349,866	374,137	405,559
	34	232,740	269,701	304,748	351,679	375,044	406,264
	35	233,848	270,507	306,057	353,492	376,051	406,969
	36	234,956	271,212	307,366	355,304	377,158	407,674
	37	236,064	271,917	308,676	356,815	377,964	408,278
	38	237,071	272,722	309,985	358,225	378,871	408,882
	39	238,078	273,528	311,294	359,635	379,777	409,386
	40	238,984	274,233	312,603	361,045	380,583	409,788

	41	239, 891	274, 938	313, 913	362, 556	381, 388	410, 191
	42	240, 797	275, 743	315, 222	363, 361	382, 194	410, 393
	43	241, 603	276, 549	316, 531	364, 368	383, 000	410, 695
	44	242, 408	277, 254	317, 639	365, 375	383, 705	410, 997
	45	243, 113	277, 959	318, 545	366, 282	384, 410	411, 299
	46	243, 718	278, 664	319, 854	367, 390	385, 115	411, 601
	47	244, 322	279, 369	321, 164	368, 296	385, 820	411, 903
	48	244, 926	280, 074	322, 473	369, 303	386, 524	412, 206
	49	245, 530	280, 779	323, 681	370, 209	387, 028	412, 407
	50	246, 135	281, 484	324, 991	370, 914	387, 632	412, 709
	51	246, 739	282, 189	326, 199	371, 619	388, 237	413, 011
	52	247, 243	282, 894	327, 408	372, 224	388, 942	413, 313
	53	247, 746	283, 498	328, 717	372, 627	389, 344	413, 515
	54	248, 149	284, 203	329, 825	373, 231	389, 949	413, 817
	55	248, 451	284, 807	330, 933	373, 936	390, 553	414, 119
	56	248, 753	285, 512	332, 040	374, 641	391, 056	414, 421
	57	249, 055	286, 117	332, 745	374, 943	391, 459	414, 623
	58	249, 357	286, 822	333, 652	375, 648	392, 064	414, 925
	59	249, 660	287, 426	334, 357	376, 353	392, 668	415, 227
	60	249, 962	288, 131	335, 162	376, 957	393, 171	415, 428
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	250, 264	288, 735	335, 968	377, 259	393, 574	415, 630
	62	250, 566	289, 440	336, 371	377, 763	394, 078	415, 932
	63	250, 868	290, 044	336, 975	378, 367	394, 581	416, 234
	64	251, 170	290, 548	337, 680	378, 971	395, 186	416, 435
	65	251, 472	291, 051	338, 486	379, 273	395, 488	416, 637
	66	251, 775	291, 656	339, 191	379, 878	395, 891	416, 939
	67	252, 077	292, 159	339, 896	380, 583	396, 293	417, 241
	68	252, 379	292, 763	340, 500	381, 187	396, 696	417, 442
	69	252, 681	293, 267	341, 004	381, 590	396, 998	417, 644
	70	252, 983	293, 771	341, 608	382, 093	397, 300	417, 946
	71	253, 285	294, 375	342, 111	382, 698	397, 603	418, 248
	72	253, 587	294, 979	342, 716	383, 201	397, 804	418, 450
	73	253, 889	295, 483	343, 018	383, 705	398, 005	418, 651
	74	254, 192	295, 986	343, 521	384, 309	398, 308	
	75	254, 494	296, 389	343, 924	384, 812	398, 610	
	76	254, 796	296, 691	344, 327	385, 115	398, 811	
	77	255, 098	296, 893	344, 730	385, 517	399, 013	
	78	255, 400	297, 195	345, 233	386, 021	399, 315	
	79	255, 702	297, 396	345, 737	386, 424	399, 617	
	80	256, 004	297, 698	346, 240	386, 827	399, 818	
	81	256, 306	297, 900	346, 543	387, 229	400, 020	
	82	256, 609	298, 101	346, 945	387, 733	400, 322	
	83	256, 911	298, 403	347, 348	388, 136	400, 624	
	84	257, 213	298, 605	347, 751	388, 539	400, 825	

	85	257, 515	298, 907	348, 053	388, 841	401, 027	
	86	257, 817	299, 209	348, 456			
	87	258, 119	299, 511	348, 859			
	88	258, 421	299, 813	349, 262			
	89	258, 723	300, 115	349, 463			
	90	259, 026	300, 417	349, 866			
	91	259, 328	300, 720	350, 269			
	92	259, 630	301, 122	350, 672			
	93	259, 932	301, 324	350, 873			
	94		301, 525	351, 276			
	95		301, 827	351, 679			
	96		302, 230	351, 981			
	97		302, 432	352, 283			
	98		302, 734	352, 686			
	99		303, 137	353, 089			
	100		303, 539	353, 492			
	101		303, 741	353, 995			
	102		304, 043	354, 398			
	103		304, 345	354, 801			
	104		304, 647	355, 204			
	105		304, 849	355, 707			
	106		305, 151	356, 110			
	107		305, 453	356, 412			
	108		305, 755	356, 714			
	109		305, 956	357, 218			
	110		306, 359				
	111		306, 762				
	112		307, 064				
	113		307, 266				
	114		307, 467				
	115		307, 769				
	116		308, 172				
	117		308, 374				
	118		308, 575				
	119		308, 877				
	120		309, 179				
	121		309, 582				
	122		309, 783				
	123		310, 086				
	124		310, 388				
	125		310, 690				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 193, 363	円 221, 058	円 261, 846	円 281, 685	円 296, 993	円 322, 876

備考 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の事務職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	189,939	229,014	264,867	283,800	317,236
	2	192,053	230,323	265,672	284,606	318,646
	3	194,168	231,633	266,478	285,412	320,056
	4	196,283	232,942	267,284	286,117	321,466
	5	198,297	234,150	268,090	286,822	322,876
	6	200,312	235,258	268,895	287,527	324,487
	7	202,326	236,265	269,701	288,232	325,998
	8	204,139	237,272	270,507	289,037	327,508
	9	205,951	238,380	271,312	289,843	329,019
	10	207,865	239,589	272,118	290,649	330,630
	11	209,778	240,898	272,924	291,454	332,141
	12	211,893	242,207	273,729	292,159	333,652
	13	213,605	243,516	274,535	292,864	335,162
	14	215,620	244,826	275,341	293,972	336,774
	15	217,835	246,135	276,146	295,080	338,284
	16	219,950	247,343	276,952	296,288	339,795
	17	222,065	248,552	277,758	297,497	341,306
	18	223,173	249,760	278,563	298,705	342,917
	19	224,281	250,969	279,369	299,914	344,528
	20	225,388	252,177	280,175	301,122	346,039
	21	226,496	253,285	280,980	302,331	347,348
	22	227,403	254,192	281,887	303,539	348,859
	23	228,309	254,997	282,793	304,748	350,370
	24	229,215	255,803	283,599	305,956	351,880
	25	230,122	256,609	284,405	307,165	353,391
	26	231,028	257,414	285,311	308,374	354,902
	27	231,935	258,220	286,217	309,481	356,412
	28	232,841	259,026	287,023	310,690	357,822
	29	233,747	259,831	287,829	311,999	359,232
	30	234,654	260,637	288,936	313,208	360,843
	31	235,560	261,443	289,944	314,416	362,354
	32	236,467	262,248	290,951	315,625	363,865
	33	237,272	263,054	291,958	316,833	365,073
	34	238,078	263,860	293,066	317,941	366,181
	35	238,884	264,565	294,073	319,149	367,390
	36	239,689	265,370	295,080	320,358	368,497

	37	240, 495	266, 277	296, 087	321, 567	369, 504
	38	241, 301	267, 082	297, 094	322, 876	370, 310
	39	242, 106	267, 888	298, 101	324, 185	371, 317
	40	242, 912	268, 694	299, 108	325, 394	372, 425
	41	243, 516	269, 499	300, 115	326, 300	373, 432
	42	244, 121	270, 305	301, 324	327, 508	374, 439
	43	244, 725	271, 111	302, 432	328, 717	375, 446
	44	245, 228	271, 917	303, 539	329, 925	376, 353
	45	245, 732	272, 621	304, 647	331, 033	377, 158
	46	246, 336	273, 427	305, 755	332, 040	377, 964
	47	246, 840	274, 233	306, 863	333, 047	378, 871
	48	247, 243	275, 039	307, 971	333, 954	379, 676
	49	247, 645	275, 743	309, 078	334, 860	380, 180
	50	248, 149	276, 549	310, 186	335, 867	380, 985
	51	248, 652	277, 254	311, 294	336, 874	381, 791
	52	249, 156	277, 959	312, 402	337, 781	382, 597
	53	249, 458	278, 664	313, 409	338, 284	383, 000
	54	249, 760	279, 369	314, 416	339, 191	383, 705
	55	250, 062	280, 074	315, 423	339, 896	384, 410
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	56	250, 365	280, 779	316, 430	340, 802	385, 014
	57	250, 667	281, 484	317, 437	341, 507	385, 417
	58	250, 969	282, 189	318, 445	341, 809	385, 920
	59	251, 271	282, 894	319, 452	342, 313	386, 524
	60	251, 573	283, 498	320, 358	342, 917	387, 129
	61	251, 875	284, 102	321, 264	343, 521	387, 532
	62	252, 177	284, 807	322, 070	344, 226	388, 035
	63	252, 479	285, 512	322, 775	344, 931	388, 539
	64	252, 782	286, 117	323, 480	345, 536	389, 042
	65	253, 084	286, 721	324, 084	346, 240	389, 646
	66	253, 386	287, 426	324, 789	346, 744	390, 150
	67	253, 688	288, 131	325, 394	347, 348	390, 754
	68	253, 990	288, 735	325, 998	347, 953	391, 359
	69	254, 292	289, 339	326, 602	348, 255	391, 862
	70	254, 594	290, 044	326, 803	348, 859	392, 366
	71	254, 897	290, 749	327, 307	349, 362	392, 869
	72	255, 098	291, 354	327, 811	349, 866	393, 373
	73	255, 299	291, 958	328, 415	350, 370	393, 675
	74	255, 601	292, 461	328, 918	350, 873	394, 178
	75	255, 904	292, 864	329, 422	351, 377	394, 581
	76	256, 105	293, 267	329, 825	351, 780	394, 984
	77	256, 306	293, 670	330, 429	352, 082	395, 387
	78	256, 609	293, 972	330, 933	352, 384	
	79	256, 911	294, 274	331, 335	352, 585	
	80	257, 112	294, 576	331, 839	352, 887	

	81	257,314	294,878	332,343	353,391	
	82	257,616	295,181	332,745	353,693	
	83	257,918	295,483	332,947	353,995	
	84	258,119	295,785	333,249	354,297	
	85	258,321	295,986	333,652	354,700	
	86		296,188	334,055	355,002	
	87		296,389	334,357	355,304	
	88		296,590	334,659	355,607	
	89		296,993	334,961	356,009	
	90		297,195	335,162	356,311	
	91		297,396	335,565	356,614	
	92		297,598	335,867	356,916	
	93		298,000	336,069	357,218	
	94		298,202	336,371	357,621	
	95		298,403	336,673	358,024	
	96		298,705	336,975	358,426	
	97		299,007	337,177	358,930	
	98		299,209	337,479	359,333	
	99		299,410	337,781	359,736	
	100		299,712	337,982	360,138	
	101		300,015	338,184	360,642	
	102		300,216	338,385		
	103		300,417	338,788		
	104		300,720	338,989		
	105		301,022	339,191		
	106			339,594		
	107			339,996		
	108			340,399		
	109			340,601		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 194,370	円 221,159	円 249,861	円 263,558	円 289,339

備考 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに共同調理場の学校栄養職員に適用する。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第二十四条関係）

秋田市（河辺町及び雄和町の区域に限る。）
能代市（三ツ井町の区域に限る。）
横手市
大館市
湯沢市
鹿角市
由利本荘市（矢島町、鳥海町及び東由利町の区域に限る。）
潟上市（昭和町及び飯田川町の区域に限る。）
大仙市
北秋田市
仙北市
鹿角郡
北秋田郡
山本郡のうち藤里町、三種町（琴丘町及び山本町の区域に限る。）及び八峰町
南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町
仙北郡
雄勝郡

備考 この表に掲げる市町村及び郡の名称は、令和六年四月一日における名称（括弧内の区域の名称は、平成十六年四月一日における名称とする。）とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「、第十四条、第十五条、第十五条の三、第十七条の二、第十七条の三並びに第二十四条」を「並びに第十四条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（号給の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第三までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び教育委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 施行日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第十四条の規定の適用については、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者

「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「前項第六号に該当する扶養親族については三千元とする」とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

5 施行日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、改正後の給与条例第十五条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、教育委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、教育委員会規則で定める。

（単身赴任手当に関する経過措置）

6 改正後の給与条例第十六条の二第三項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。
（寒冷地手当に関する経過措置）

7 この項及び次項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧寒冷地等在勤等職員 第一条の規定による改正前の給与条例第二十四条第一項各号に掲げる地域に在勤する職員であつて、常時勤務に服する職員、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員（次号及び第十項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第四十四号）附則第三項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次号において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）であるものをいう。

二 新寒冷地等在勤等職員 改正後の給与条例第二十四条第一項各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員であつて、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であるものをいう。

三 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。

四 みなし寒冷地手当額 特定旧寒冷地等在勤等職員につき、改正後の給与条例第二十四条第二項の表に規定する前項第一号並びに第二号（一）及び（二）に掲げる職員をその職員の区分（同条第二項に規定する職員の区分をいう。）と、基準日（同条第一項に規定する基準日をいい、その属する月が令和七年十一月から令和十年三月までのものに限る。次項において同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者の施行日の前日以降における世帯等の区分（同条第二項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、同表の前項第一号並びに第二号（一）及び（二）に掲げる職員の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第二項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

8 特定旧寒冷地等在勤等職員に対しては、改正後の給与条例第二十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額に次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。

令和七年十一月から令和八年三月まで	百分の七十五
令和八年十一月から令和九年三月まで	百分の五十
令和九年十一月から令和十年三月まで	百分の二十五

9 前二項の規定により寒冷地手当を支給する場合における給与条例第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第 号）附則第七項及び第八項」とする。

(再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 10 定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第三十一号) 附則第十三項に規定する暫定再任用職員(以下この項において「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる改正後の給与条例第十七条の三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する学校等の移転があつた再任用職員について適用する。

(教育委員会規則への委任)

- 11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 12 職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「第三条第三項」の下に「又は市町村立学校職員給与条例第二十八条の二第三項」を、「人事委員会規則」の下に「又は教育委員会規則」を加える。

第二十三条の表第二十五条の二の項中

第六條第三項から第十項まで、第七條、第十四條	
第十五條の三	第十四條
第十五條の三、第十六條の二	

を

第六條第三項から第十項まで、第七條、第十四條

第十四條、第十五條の三、第十六條の二、第十七條の三、第二十四條

に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例)

- 13 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
第十条第二項中「第十四條、第十五條」を「第十四條」に改める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

1 教育職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	
46	34	
47	35	
48	36	

49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

2 教育職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	

52	36	
53	37	
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	

3 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39

52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			

107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

4 医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43

52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	
93	89	89	
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		

107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

令和七年 月 日提出

秋田県知事 佐竹敬久

理 由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み給料表の号給構成、扶養手当の額、通勤手当支給限度額及び寒冷地手当の支給対象職員を改めるとともに、一般職の国家公務員に準じ勤務時間の割振りの要件を緩和する等の必要がある。これが、この条例案を提案する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み給料表の号給構成、扶養手当の額、通勤手当支給限度額及び寒冷地手当の支給対象職員を改めるとともに、一般職の国家公務員に準じ勤務時間の割振りの要件を緩和する等の必要がある。

2 改正内容

(1) 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号）の一部改正（第1条による改正）

- ① 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の支給額を13,000円（現行10,000円）に引き上げ、扶養手当の支給に関し必要な事項を教育委員会規則で定めることとする。（第14条関係）
- ② 地域手当の級地の区分を5区分（現行は7区分）とし、支給割合を改めることとする。（第15条の2第2項関係）

改正前		改正後	
級地区分	支給割合	級地区分	支給割合
1級地	20%	1級地	20%
2級地	16%	2級地	16%
3級地	15%	3級地	12%
4級地	12%	4級地	8%
5級地	10%	5級地	4%
6級地	6%		
7級地	3%		

- ③ 通勤手当の1月当たりの支給額について、交通機関等に係る通勤手当及び交通用具等に係る通勤手当並びに特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすることとする。（第16条関係）

- ④ 特別急行列車等に係る通勤手当の要件のうち、特別急行列車等の利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであるとする要件を廃止することとする。（第16条関係）
- ⑤ 新たに給料表の適用を受ける職員にも単身赴任手当を支給できることとする。（第16条の2第3項関係）
- ⑥ 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の深夜に勤務をした管理又は監督の地位にある職員に支給される管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を平日の午後10時から翌日の午前5時まで（現行は平日の午前0時から午前5時まで）とすることとする。（第21条の2関係）
- ⑦ 寒冷地手当について、次に掲げる地域に在勤又は居住する職員若しくは寒冷及び積雪の度を考慮して教育委員会規則で定める基準に適合する公署に在勤する職員に支給することとする。（第24条及び別表第5関係）

秋田市（旧河辺町及び旧雄和町の区域に限る。）
 能代市（旧二ツ井町の区域に限る。）
 横手市
 大館市
 湯沢市
 鹿角市
 由利本荘市（旧矢島町、旧鳥海町及び旧東由利町の区域に限る。）
 潟上市（旧昭和町及び旧飯田川町の区域に限る。）
 大仙市
 北秋田市
 仙北市
 鹿角郡
 北秋田郡
 山本郡のうち藤里町、三種町（旧琴丘町及び旧山本町の区域に限る。）及び八峰町
 南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町
 仙北郡
 雄勝郡

- ⑧ 定年前再任用短時間勤務職員に住居手当、へき地手当及び寒冷地手当を支給することとする。（第25条の2関係）
- ⑨ 職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がないと認める場合には、勤務時間を割り振ることができることとするとともに、週休日のほかに勤務しない日を設けることができることとする。（第28条の2関係）
- ⑩ 週休日のほかに勤務時間を割り振らないとされた日も、週休日に準じて、勤務をすることを命ずる必要がある日に勤務時間の割り振りができることとする。（第28条の4関係）
- ⑪ 任命権者は、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について

て、別段の定めをすることができることとする。（第28条の5関係）

⑫ 職員に係る給料表の号級構成を改めることとする。（別表第1～別表第3関係）

⑬ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(2) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田県条例第44号）の一部改正（第2条による改正）

暫定再任用職員に住居手当、へき地手当及び寒冷地手当を支給することとする。（附則第8項関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

(3) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田県条例第6号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年秋田県条例第69号）について所要の規定の整理を行うこととする。

議案第 号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「（令和三年秋田県条例第三十七号）」を「（令和七年秋田県条例第 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年 月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

知事の退職手当を減額する特例措置に鑑み、教育長の退職手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

知事の退職手当を減額する特例措置に鑑み、教育長の退職手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を講ずる必要がある。

2 改正内容

教育長の現在の任期に係る退職手当について、100分の10に相当する額を減ずることとする。（附則第4項関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

議案第 号

秋田県子育て支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例案

秋田県子育て支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県子育て支援等臨時対策基金条例（平成二十一年秋田県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年 月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備に資するため、秋田県子育て支援等臨時対策基金の設置期限を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

秋田県子育て支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備に資するため、秋田県子育て支援等臨時対策基金の設置期限を延長する必要がある。

2 改正内容

秋田県子育て支援等臨時対策基金の設置期限を令和12年3月31日（現行令和7年3月31日）に延長することとする。（附則第2項関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

議案第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「教科用図書選定審議会の委員」を「教科用図書選定審議会の委員
教育職員免許状再授与審査会の委員」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年 月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）の施行に伴い、秋田県教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬額及び旅費額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第５７号）の施行に伴い、秋田県教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬額及び旅費額を定める必要がある。

2 改正内容

秋田県教育職員免許状再授与審査会の委員について、報酬額を月額１０,０００円と、旅費額を行政職給料表による９級の職務にある者の現に受けるべき旅費相当額とすることとする。（別表関係）

3 施行期日

この条例は、令和７年４月１日から施行することとする。

議案第 号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十七年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「四、六二〇人」を「四、四九六人」に改め、同条第二号中「二九二人」を「二八五人」に改め、同条第四号中「二九三人」を「二八九人」に改める。

第二条第一号(一)中「一、八三一人」を「一、七九八人」に改め、同条第三号(一)中「一五人」を「一七人」に改める。

第三条第一号中「一、〇〇六人」を「九九八人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年 月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改める必要がある。

2 改正内容

公立小学校等の職員定数を次のとおりとすることとする。（第1条～第3条関係）

区分			職員定数（単位：人）		
			改正前	改正後	増減
公立の小学校、中学校及び義務教育学校	校長及び教員		4,620	4,496	△124
	養護教員		292	285	△7
	栄養教諭及び学校栄養職員		92	92	0
	事務職員		293	289	△4
県立高等学校	全日制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	1,831	1,798	△33
		その他の職員	57	57	0
	定時制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	122	122	0
		その他の職員	7	7	0
	通信制課程	教員及び事務職員	15	17	2
		その他の職員	1	1	0
県立特別支援学校		校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員	1,006	998	△8
		その他の職員	76	76	0
計			8,412	8,238	△174

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

令和6年度2月補正予算の概要

1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 0 8 5 億 5, 6 9 7 万 2 千円
今 回 補 正 額	△ 1 億 8, 3 8 4 万 5 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 0 8 3 億 7, 3 1 2 万 7 千円

2 補正予算の主な内容

(単位:千円)

(1) 総務課

私立学校運営費補助金（光熱費価格高騰分） 11,142 (国11,142)

電力等の価格高騰の影響を受けている私立高等学校の負担軽減を図るため、
光熱費の高騰分に対し助成する。

- ・ 補助先 私立高等学校 5校
- ・ 補助率 10/10 (県10/10)

(2) 教職員給与課

給与費

退職者の実績見込みに伴う退職手当の増額及び給料等の実績減

- ・ 退 職 手 当 50,438 (△ 44,142 ○ 6,296)
- ・ 教 育 総 務 費
(退職手当除く) △ 13,200 (国 △51 諸 489 ○ △13,638)
- ・ 小 学 校 費 △ 524,000 (国△335,767 諸 △3,123 ○ △185,110)
- ・ 中 学 校 費 △ 261,304 (国 △42,567 諸 △1,543 ○ △217,194)
- ・ 高 等 学 校 費 △ 61,516 (使 △55,656 国 △280 諸 △2,479 ○ △3,101)
- ・ 特別支援学校費 △ 66,438 (国 △38,223 諸 △330 ○ △27,885)
- ・ 社 会 教 育 費 △ 16,062 (諸 △187 ○△15,875)
- ・ 保 健 体 育 費 △ 730 (○ △730)

合 計 △ 892,812

(使△55,656 国△416,888 △44,142 諸△7,173 ○△457,237)

(3) 幼保推進課

保育所等物価高騰対策事業 39,960 (国39,960)

食材料費の価格高騰の影響を受けている私立の保育所等の負担軽減を図るため、
給食費（副食費）の高騰分に対し助成する。

- ・ 実施主体 市町村
- ・ 補助先 私立保育所、認可外保育施設等に助成を行う市町村
- ・ 補助率 1/2 (県10/10)
- ・ 補助単価 児童1人当たり6,660円 (年額)

(4) 義務教育課

公立学校情報機器整備臨時対策基金積立金 1,427,809 (国1,425,800 財2,009)

県及び市町村が行う小・中学校等における1人1台端末等の整備に係る
事業資金として基金に積み立てる。

(5) 高校教育課

[1] AKITA DXハイスクール・ラボラトリー事業 195,000 (国195,000)

デジタル社会で活躍するために必要な資質・能力を身に付けた人材の育成のため、探究活動等の推進に必要な環境整備を図る。

- ① AKITA STEAM・ラボ (県立高校5校) 27,000千円
 - ・事業内容 理数科設置校における高度な実験装置の整備等
- ② AKITA ものづくり・ラボ (県立高校13校) 111,000千円
 - ・事業内容 専門学科における高度な実習設備の整備等
- ③ AKITA クリエイティブ・ラボ (県立高校3校) 15,000千円
 - ・事業内容 県立中高一貫教育校におけるデジタル学習環境の整備等
- ④ AKITA イノベティブ・ラボ (県立高校3校) 32,000千円
 - ・事業内容 最新デジタル技術を活用した体験的・創造的な学びの実践
- ⑤ AKITA DXネットワーク 10,000千円
 - ・事業内容 総合教育センターの配信機材等の充実、配信拠点としての環境整備

[2] (新) AIの活用による英語教育強化事業 15,000 (国15,000)

AIを活用した効果的な指導法の研究及びその成果の普及を推進し、生徒の総合的な英語力の強化を図る。

- ① モデル校における英語の授業等でのAI活用の推進 14,630千円
 - ・対象 県立高校 9校
 - ・事業内容 AIを活用した会話練習等による言語活動の充実及び効果的な授業モデルの構築
- ② AI英語活用リーダーによる実践及び普及 370千円
 - ・対象 モデル校英語教師 (各校3名程度)、教育専門監、指導主事等
 - ・事業内容 授業等でAIを活用した効果的な指導法の研究及び県内への普及

(6) 生涯学習課

物価高騰の影響を受ける指定管理者への光熱費の助成のための増額補正

- ・県立美術館指定管理者 (R6.3～R7.2支払分の当初予算からの増加分)

7,485 (国7,485)

(7) 継続費補正 (施設整備室)

事業名	補正理由	変更前			変更後		
		総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
鹿角高等学校整備事業 (建築工事分)	令和6年度決算見込みによる総額、年割額及び財源の変更 △90,304 (国△81,300 国△9,004)	3,357,597	令和3年度	0	3,267,293	令和3年度	0
			令和4年度	1,152,783		令和4年度	1,152,783
			令和5年度	2,031,221		令和5年度	2,031,221
			令和6年度	173,593		令和6年度	83,289
比内支援学校整備事業 (建築工事分)	令和6年度決算見込みによる総額、年割額及び財源の変更 △12,564 (国△10,100 国△2,464)	3,286,754	平成30年度	401,468	3,274,190	平成30年度	401,468
			令和元年度	1,454,597		令和元年度	1,454,597
			令和2年度	381,828		令和2年度	381,828
			令和3年度	628,265		令和3年度	628,265
			令和4年度	281,534		令和4年度	281,534
			令和5年度	85,680		令和5年度	85,680
			令和6年度	53,382		令和6年度	40,818

(8) 繰越明許費補正

- ①盛土崩落対策事業（施設整備室） 30,017（~~債~~22,500 $\ominus$ 7,517）

冬季着工の工事につき、当初予定している工事出来高の達成が確定しないため、次年度に繰越す。

- ②県立学校施設等総合管理計画推進事業（施設整備室） 57,070（~~債~~56,400 $\ominus$ 670）

追加の工事の必要性が生じたことや建設資材の供給遅れにより、年度内の完了が困難となったため、次年度に繰越す。

- ③金足農業高等学校整備事業（施設整備室） 92,224（~~債~~83,000 $\ominus$ 9,224）

工事内容の見直しにより年度内完了が困難となったため、次年度に繰越す。

- ④湯沢高等学校整備事業（施設整備室） 78,001（~~国~~1,293 ~~債~~69,000 $\ominus$ 7,708）

建設資材の供給遅れにより、当初予定していた工事出来高の達成が困難となったため、次年度に繰越す。

- ⑤栗田支援学校整備事業（施設整備室） 781,015（~~国~~5,173 ~~債~~649,800 $\ominus$ 126,042）

先行工事の遅れにより、今年度工事出来高の達成が困難となったため、次年度に繰越す。

- ⑥保育所等物価高騰対策事業（幼保推進課） 39,960（~~国~~39,960）

国の補正予算成立時期により、年度内完了が困難なことから、次年度に繰越す。

- ⑦AKITA DXハイスクール・ラボラトリー事業（高校教育課） 195,000（~~国~~195,000）

国の補正予算成立時期により、年度内完了が困難なことから、次年度に繰越す。

- ⑧AIの活用による英語教育強化事業（高校教育課） 15,000（~~国~~15,000）

国の補正予算成立時期により、年度内完了が困難なことから、次年度に繰越す。

(9) 債務負担行為補正

- ①高等学校運営費（高校教育課）

大館桂桜高校で使用するLPガスについて、契約手続きを今年度内に進める必要があるため、債務負担行為を設定する。

・期間 令和7年度 設定限度額 9,851千円

- ②デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業（高校教育課）

全ての県立高校で使用するWEB教材について、4月初旬からの使用を計画しており、契約手続きを今年度内に進める必要があるため、債務負担行為を設定する。

・期間 令和7年度 設定限度額 21,912千円

- ③高等学校学習環境等整備事業（高校教育課）

県立中学校・高等学校で使用するデジタル採点システムライセンスについて、4月初旬からの使用を計画しており、契約手続きを今年度内に進める必要があるため、債務負担行為を設定する。

・期間 令和7年度 設定限度額 6,684千円

(10) 地方債補正（施設整備室・生涯学習課：決算見込みに伴う地方債限度額の補正）

①高等学校整備事業費	4,312,500 → 3,807,300 (△508,800)
②特別支援学校整備事業費	821,600 → 790,300 (△31,300)
③教育設備整備事業費	19,300 → 18,500 (△800)
④現年発生県立学校施設等災害復旧事業費	10,000 → 0 (△10,000)

(11) 上記以外の決算見込による補正

総務課	△ 170,717	高総文祭推進室	△ 3,415
施設整備室	△ 618,598	特別支援教育課	△ 46,020
教職員給与課	262	生涯学習課	△ 21,029
幼保推進課	450,861	文化財保護室	△ 182,012
義務教育課	△ 156,406	保健体育課	△ 11,884
高校教育課	△ 226,475	福利課	△ 1,996
		合計	△ 987,429

※補足説明：財源について

⑤ 使用料等	(手数料等)
⑥ 国庫支出金	(国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
⑦ 財産収入	(財産運用収入、財産売却収入)
⑧ 諸収入	(受託事業収入、費用収入、その他雑入)
⑨ 繰入金	(基金会計からの繰入金)
⑩ 県債	
⑪ 一般財源	

3 補正予算を除く2月議会提出案件

(1) 工事請負契約の締結について

- ① 金足農業高等学校管理・教室棟ほか建築工事
 - ・ 相手方 沢木・住建・清水特定建設工事共同企業体
 - ・ 契約金額 2,236,300,000円
- ② 金足農業高等学校管理・教室棟機械設備工事
 - ・ 相手方 山二・羽後・山岡特定建設工事共同企業体
 - ・ 契約金額 546,700,000円
- ③ 金足農業高等学校管理・教室棟ほか電気設備工事
 - ・ 相手方 本荘電気・羽後電設・秋田電機特定建設工事共同企業体
 - ・ 契約金額 490,600,000円

(2) 公の施設の指定管理者の指定について

- ・ 秋田県立美術館

指定管理団体	公益財団法人平野政吉美術財団
指定期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日

令和 7 年度の教育委員会予算

1 令和 7 年度当初予算 総額

一般会計	577,345,000 千円	
うち教育委員会所管	105,031,971 千円	(18.19%)
※民生費、災害復旧費含む		

2 令和 7 年度当初予算 前年度比較

	R07 (A)	R06 (B)	増減 (A-B)	増減率 (%)
人件費	81,827,356	83,949,208	△ 2,121,852	△2.5%
物件費	4,654,799	4,630,502	24,297	0.5%
その他の行政経費	13,102,362	10,827,621	2,274,741	21.0%
維持修繕費	121,651	131,673	△ 10,022	△7.6%
補助投資事業費	797,687	505,781	291,906	57.7%
単独投資事業費	4,518,116	6,027,009	△ 1,508,893	△25.0%
災害復旧事業費	10,000	10,000	0	0.0%
計	105,031,971	106,081,794	△ 1,049,823	△1.0%

令和7年度当初予算の概要

3 各課室当初予算の主な内容

(単位:千円)

(1) 総務課

- ① 私立学校就学支援事業 632,562 (国546,713 〇85,849)

保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学に係る支援金を支給するとともに、入学料及び授業料の軽減を行う私立学校に対し助成する。

- (ア) 私立高等学校就学支援金 528,453千円

県内の私立高等学校に通う生徒を対象に、保護者収入に応じ就学支援金等を支給する。

- ・ 事業内容 i) 年収590万円未満程度の世帯を対象に、支給上限額396千円まで支給し、私立高等学校授業料を実質無償化
- ii) 年収590～910万円未満程度の世帯を対象に、年額118.8千円を一律に支給

- (イ) 私立学校授業料軽減補助 11,952千円

授業料を軽減する私立高等学校に対し助成する。

- ・ 事業内容 i) (ア)の支援金の対象路ならない生徒のうち年収590万円未満程度の世帯を対象に、年額120千円(全日制)の負担となるよう支給
- ii) 年収590～620万円未満程度の世帯を対象に、(ア)の支援金のほか年額118.8千円を一律に支給

- (ウ) 私立学校入学料軽減補助 37,375千円

入学料を軽減する私立高等学校に対し助成する。

- ・ 事業内容 i) 生活保護世帯及び非課税世帯に対し、県立高等学校入学料相当額である5,650円(全日制)の負担となるよう支給
- ii) 年収270～590万円未満程度の世帯に対し、入学料の半額から県立高等学校入学料相当額5,650円(全日制)を差し引いた額を支給

- ② 奨学のための給付金 374,183 (国124,727 〇249,456)

低所得者世帯の生徒の就学を支援するため、教科書費、教材費、学用品費等の必要経費を給付する。

- ・ 公立高校 非課税世帯 143,700円、生活保護世帯 32,300円
- ・ 公立通信 非課税世帯 50,500円、生活保護世帯 32,300円
- ・ 私立高校 非課税世帯 152,000円、生活保護世帯 52,600円
- ・ 私立通信 非課税世帯 52,100円、生活保護世帯 52,600円

※私立高校は総務課、公立高校は高校教育課で予算計上

(総務課分 54,782千円、高校教育課分 319,401千円)

- ③ 私立学校運営費補助金 909,284 (国126,432 〇782,852)

私立学校教育の振興を図るため、運営費等の一部を助成する。

- (ア) 一般補助 872,553千円

- ・ 補助先 私立高等学校
- ・ 事業内容 人件費を含む経常的経費のほか、ICT環境の整備等に対し助成

- (イ) 過疎地域私立高等学校特別補助 7,198千円
- ・ 補助先 国の定める率を超えて生徒が減少している私立高等学校
 - ・ 事業内容 過疎地域の私立高等学校に対する助成
- (ウ) あきた私学魅力アップ支援事業費補助 3,000千円
- ・ 補助先 私立高等学校
 - ・ 事業内容 特色ある教育活動に対する助成
- (エ) 日本私立学校振興・共済事業団補助 8,625千円
- ・ 補助先 日本私立学校振興・共済事業団
 - ・ 事業内容 私立学校教職員の長期給付事業に対する助成
- (オ) 私立学校教職員退職金積立補助 17,908千円
- ・ 補助先 (一財) 秋田県私立学校教職員退職金財団
 - ・ 事業内容 私立学校教職員の退職金給付事業に対する助成

(2) 総務課施設整備室

- ① 横手高等学校整備事業 687,609 (国~~債~~618,800 国~~債~~68,809)
- 横手高等学校の現敷地に新校舎等を整備する。
- ・ 総事業費 約74億円 (建築工事分)
 - ・ 全体事業費 約77億円 (建築工事分以外含む)
 - ・ 継続費設定 令和2年度～令和10年度
 - ・ R7年度事業 体育館棟の改築、弓道場改修
- ② 大曲高等学校整備事業 590,899 (国~~債~~531,800 国~~債~~59,099)
- 大曲高等学校の現敷地に新校舎等を整備する。
- ・ 総事業費 約72億円 (建築工事分)
 - ・ 全体事業費 約75億円 (建築工事分以外含む)
 - ・ 継続費設定 令和3年度～令和10年度
 - ・ R7年度事業 旧校舎棟の解体、第一体育館・武道場棟の改築
- ③ 金足農業高等学校整備事業 753,293 (国~~債~~25,632 国~~債~~654,800 国~~債~~72,861)
- 金足農業高等学校の現敷地に新校舎等を整備する。
- ・ 総事業費 約89億円 (建築工事分)
 - ・ 全体事業費 約92億円 (建築工事分以外含む)
 - ・ R7年度事業 管理・教室棟の改築
- ④ 湯沢高等学校整備事業 1,407,049 (国~~債~~10,256 国~~債~~1,257,000 国~~債~~139,793)
- 湯沢高等学校の現敷地に新校舎等を整備する。
- ・ 総事業費 約67億円 (建築工事分)
 - ・ 全体事業費 約70億円 (建築工事分以外含む)
 - ・ R7年度事業 教室・管理棟の改築
- ⑤ 栗田支援学校整備事業 135,729 (国~~債~~11,599 国~~債~~111,100 国~~債~~13,030)
- 栗田支援学校の現敷地に新校舎等を整備する。
- ・ 総事業費 約56億円 (建築工事分)
 - ・ 全体事業費 約58億円 (建築工事分以外含む)
 - ・ R7年度事業 食堂・厨房棟の増築・改修

(3) 幼保推進課

① 地域子ども・子育て支援事業

396,695 (⊖396,695)

乳幼児期の就学前教育・保育環境の充実を図るため、地域の実情に応じて市町村が行う取組に対し助成する。

(ア) 一時預かり事業

188,548千円

- ・ 事業内容 乳幼児の一時預かりを行うための経費に対する助成
- ・ 補助率 10/10 (負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3)

(イ) 延長保育事業

69,183千円

- ・ 事業内容 通常の利用日や利用時間以外に引き続き保育を行うための経費に対する助成
- ・ 補助率 10/10 (負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3)

(ウ) 病児保育事業

134,617千円

- ・ 事業内容 病児や病後児等について一時的に保育等を行うための経費に対する助成
- ・ 補助率 10/10 (負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3)

(エ) 実費徴収に係る補足給付事業

691千円

- ・ 事業内容 低所得世帯の給食副食材料費等について補助を行うための経費に対する助成
- ・ 補助率 10/10 (負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3)

(オ) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

3,656千円

- ・ 事業内容 特別な支援を要する子どもの受け入れのための職員増員経費等に対する助成
- ・ 補助率 10/10 (負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3)

② 保育士等確保対策事業

51,359 (⊕30,235 ⊖21,124)

(ア) 保育士産休等代替職員補助事業

5,639千円

保育士等が安心して働き続けることができるよう、出産休暇又は病気休暇を取得する保育士等の代替職員を任用する事業者に対し助成する。

- ・ 補助先 幼稚園、保育所等
- ・ 補助率 10/10 (県10/10)
- ・ 補助件数 11人

(イ) 子育て支援員養成事業

3,143千円

保育所等において、保育・子育て支援に従事する子育て支援員を養成する。

- ・ 事業内容 専門研修(地域保育コース)の開催(県北・県央・県南各1回)

(ウ) 保育士等キャリアアップ研修事業

11,195千円

保育所等において、リーダー的な役割を担う職員の育成を図るための研修を実施する。

(オ) 保育補助者雇上強化事業

11,990千円

待機児童の発生を防止するため、保育補助者の雇い上げに要する経費に対し助成する。

- ・ 補助先 待機児童対策に取り組む市町村
- ・ 補助率 7/8 (国3/4、県1/8)
- ・ 補助件数 8人

- (カ) 保育体制強化事業 18,900千円
保育士等の業務負担の軽減を図るため、清掃、消毒、配膳等の保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に要する経費に対し助成する。
- ・ 補助先 市町村
 - ・ 補助率 3/4 (国1/2、県1/4)
 - ・ 補助件数 27人
- (キ) 保育士資格取得に係るオンライン手続化事業 392千円
保育士資格の登録申請等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (ク) 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業 100千円
保育士資格又は幼稚園教諭免許状のどちらか一方を有する職員が、特例制度を利用して、未取得の資格又は免許状を取得するための経費に対し助成する。
- ③ 子どものための教育・保育給付支援事業 6,312,748 (⊖6,312,748)
乳幼児期の学校教育・保育環境の充実を図るため、市町村が私立の幼稚園、保育所及び認定こども園等に支弁する給付費の一部を負担する。
- (ア) 施設型給付 6,087,513千円
- ・ 事業内容 各施設運営費の一部負担 (保育士等の処遇改善分含む)
 - ・ 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4 【国庫負担分】
県1/2、市町村1/2 【県単分】
- (イ) 地域型保育給付 192,143千円
- ・ 事業内容 小規模保育事業、事業所内保育事業等の運営費の一部負担
 - ・ 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4
- (ウ) 子育て支援施設等利用給付 33,092千円
- ・ 事業内容 認可外保育施設や一時預かり等の利用料の無償化に要する費用の一部負担
 - ・ 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4
- ④ 私立幼稚園運営費補助金 247,497 (⊖67,023 ⊖180,474)
私立幼稚園教育の振興を図るため、運営費等の一部を助成する。
- (ア) 一般補助 37,198千円
- ・ 補助先 私立幼稚園 (2園)
 - ・ 事業内容 人件費を含む経常的経費に対する助成
- (イ) 特別支援教育費補助 112,112千円
- ・ 補助先 障害児が在籍する私立幼稚園・認定こども園 (40園)
 - ・ 事業内容 特別支援教育を行うための経費に対する助成
- (ウ) 預かり保育推進事業費補助 7,280千円
- ・ 補助先 預かり保育を実施する私立幼稚園・認定こども園 (1園)
 - ・ 事業内容 預かり保育を行うための経費に対する助成
- (エ) 私立幼稚園教職員共済事業補助 31,034千円
- ・ 補助先 日本私立学校振興・共済事業団
 - ・ 事業内容 私立幼稚園等教職員の長期給付事業に対する助成
- (オ) 私立幼稚園教職員退職金補助 59,873千円
- ・ 補助先 (一財) 秋田県私立学校教職員退職金財団
 - ・ 事業内容 私立幼稚園等教職員の退職金給付事業に対する助成

- ⑤ わか杉っ子！育ちと学び支援事業 25,969 (国23,851 諸18 〇2,100)
乳幼児期及び幼保小接続期における教育・保育の質の向上を図るため、市町村が行う「幼保小の架け橋プログラム」の取組等を支援する。
- (ア) 「幼保小の架け橋プログラム」実施への支援 552千円
- ・ 事業内容 有識者会議の開催、架け橋期のカリキュラムの開発・実施
に向けた市町村への訪問指導 等
- (イ) 市町村における幼児教育推進体制の構築・充実への支援 3,683千円
- ・ 事業内容 県教育・保育アドバイザーの配置、部局間連携に向けた支援 等
- (ウ) 教育・保育アドバイザー配置市町村への助成 21,734千円
- ・ 補助対象 アドバイザーの人件費等
 - ・ 補助率 1/2 (国10/10)

(4) 義務教育課

- ① 少人数学習推進事業（小・中学校） 554,159 (諸946 〇553,213)
少人数学級体制によるきめ細かな教育を行い、基礎学力の定着・向上を図るため、必要な臨時・非常勤講師を配置する。
- ・ 事業内容 小学校1～6年生、中学校1～3年生（30人程度学級）
臨時講師46人、非常勤講師72人
- ② 文化部活動地域移行等推進事業 8,682 (国5,778 〇2,904)
中学校文化部活動の地域移行を推進するため、市町村が行う取組を支援する。
- (ア) 文化部活動地域移行実証事業 2,874千円
- ・ 事業内容 県連絡協議会の開催、実証事業の実施（3市町村）
- (イ) 文化部活動指導員配置支援事業 5,808千円
- ・ 配置人数 市町村立中学校 22人
- ③ 学校支援スタッフ配置事業 139,960 (国47,267 〇92,693)
教員の負担軽減と児童生徒の多様な学びを保障するため、支援員を配置する。
- (ア) 学校サポーター配置事業 119,340千円
教室環境の整備、学習プリント等の準備や採点業務等をサポートする学校サポーターを配置する。
- ・ 配置人数 114人
- (イ) 児童生徒の学びを支える支援スタッフ配置事業 20,620千円
教室に入りづらさを感じている児童生徒の学習支援や学級担任等との連絡調整等を行うスタッフを配置する。
- ・ 配置人数 22人
- ④ 生徒指導総合支援事業 89,305 (国29,042 〇60,263)
不登校やいじめ、暴力行為等の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決のため、学校・家庭・地域社会等と連携し、教育相談体制の充実を図る。
- ・ 事業内容 スクールカウンセラーの配置
スクールソーシャルワーカーの配置（教育事務所等8か所）
「SNS相談」「すこやか電話（フリーダイヤル）」の設置

(5) 高校教育課

- ① 県立高等学校地域留学支援事業 2,670 (⊖2,670)
県外から本県の高校に入学する地域留学の充実により、県内外の生徒の切磋琢磨を通じた教育活動の活性化を図る。
- ・ 対象校 男鹿海洋高校、能代科学技術高校、角館高校
 - ・ 事業内容 合同学校説明会、各種メディアでの広報 等
- ② 秋田を支える人づくり教育推進事業 79,136 (Ⓢ315 Ⓢ345 ⊖78,476)
高校生が自らの未来を力強く切り拓いていくために必要な資質・能力を身に付けられるようにするため、学びを総合的に支援する。
- (ア) キャリア教育充実事業 4,183千円
- ・ 事業内容 最先端科学技術に取り組んでいる大学教員による授業、社会人講師からの直接授業、消費者教育出前講座の実施 等
- (イ) ふるさと人材・地域づくり推進事業 70,825千円
- ・ 事業内容 職場定着就職支援員の配置、インターンシップの実施、地域の歴史や文化の理解促進活動等
- (ウ) 産業人材育成事業 4,128千円
- ・ 事業内容 成長産業人材の育成のための特別講義や教員向け研修会の実施、産業教育フェア及びものづくりコンテストの実施
- ③ デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業 35,827 (⊖35,827)
デジタル社会で活躍する人材を育成するため、最新のICT教材やIT専門人材を活用した高校教育を推進する。
- (ア) 全ての高校における最先端プログラミング教育 22,865千円
- ・ 事業内容 プログラミング教材の活用
プログラミングコンテストの実施 等
- (イ) 普通高校におけるデジタル人材育成 9,753千円
- ・ 事業内容 デジタル探究コースの設置
デジタルインターンシップ
メタバース空間での生徒交流・成果発表 等
- (ウ) 専門高校におけるデジタル人材育成 3,209千円
- ・ 事業内容 屋外実習のためのモバイル通信環境の整備
- ④ 少人数学習推進事業（高等学校） 51,567 (⊖51,567)
高等学校におけるきめ細かな教育による学力の定着・向上を図るため、少人数学級体制に必要な非常勤講師を配置する。
- ・ 事業内容 コース等の設置、習熟度別少人数学習の実施 等
実施希望校に非常勤講師を配置
- ⑤ 高等学校学習環境等整備事業 454,230 (Ⓢ13,384 ⊖440,846)
社会の変化に対応し生徒の多様な能力を伸ばす教育を充実させるため、高等学校の学習環境を整備する。
- (ア) 専門高校実習設備充実事業 2,127千円
- (イ) e-AKITA ICT学び推進プラン事業 452,103千円
- ・ 事業内容 高校入試出願システム導入
インターネット接続高速化のための機器の調達及び構築等

⑥ AKITAグローバル人材育成事業

149,268

(国4,000 諸663 〇144,605)

複雑化するグローバル社会で活躍できる人材を育成するため、小中高一貫した英語教育の更なる推進により、発信力の強化や英語コミュニケーション能力の強化、教員の指導力の向上を図る。

(ア) 発信力強化プロジェクト事業

136,937千円

自分の考えや気持ちを英語で発信できる児童生徒を育成するため、校内外で発信する機会の充実を図る。

- ・ 事業内容 オンラインを活用した海外高校との交流
外国語指導助手の配置 等

(イ) グローバルコミュニケーションプロジェクト事業 11,644千円

- ・ 事業内容 小学校3年生から高校3年生を対象としたイングリッシュ
キャンプの実施、高校生の短期海外留学支援補助金 等

(ウ) 指導力向上プロジェクト事業

687千円

高度化する英語教育に対応するため、英語担当教員の授業力及び英語力の向上を図るとともに、校種間連携を推進する。

- ・ 事業内容 高等学校の指定校による英語授業の研究開発
小学校外国語教育集中実践セミナーの開催
英語教員スキルアップセミナーの開催 等

⑦ 高校生学校生活支援事業

27,189 (国5,610 諸92 〇21,487)

高校生一人ひとりがいきいきと学校生活を送ることができるようにするため、支援体制の充実を図る。

- ・ 事業内容 スクールカウンセラーの配置 (48校)
学習支援サポーターの配置 (6校)

(6) 高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室

① 全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業

109,307 (〇109,307)

令和8年度に開催する第50回全国高等学校総合文化祭の円滑な実施に向け、大会運営に携わる生徒や関係職員の意欲を喚起し、大会運営体制の強化を図る。

- ・ 事業内容 あきた大会プレ大会の実施
先催県(香川県)本大会への参加
部門強化補助金 等

(7) 特別支援教育課

① 特別支援学校生の職域拡大・職場定着促進事業

6,849 (諸29 〇6,820)

特別支援学校生の一般就労を支援するため、就労可能な職域の拡大と職場定着の促進を図る。

- ・ 事業内容 職域拡大推進員の配置、就労支援促進会議の開催、
職域拡大を踏まえた職業教育の充実、就労促進フェアの開催等

② 特別支援学校教員の専門性向上サポート事業

6,165 (国1,301 諸24 〇4,840)

特別支援学校教員の指導・支援の質の向上を図るため、高度な専門性を有する教員を養成するとともに、教室環境の整備や車椅子移乗等に係る業務負担の軽減を図る。

- ・ 事業内容 歩行指導員、点字指導員、言語聴覚士の養成
教員業務支援員の配置

(8) 生涯学習課

- ① 学校・家庭・地域連携総合推進事業 58,593 (国28,909 〇29,684)
地域と学校が連携・協働して、未来を担う子どもたちの成長を支える地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動を推進する。
・ 事業内容 市町村職員や地域住民、教職員等を対象とした連携協議会等の開催
市町村における持続可能な体制づくりへの支援
- ② “あい”で見守る！あんしんネット構築事業 4,339 (〇4,339)
社会全体で子どもたちをインターネット上のトラブルから守り、インターネットを健全に利用できるよう、安全・安心な利用環境を整える。
・ 事業内容 教職員、保護者等を対象とした健全利用啓発に係る講座の開催
小・中・義務教育・高・特の校種を対象としたネットパトロールの実施
- ③ つながり、広げる子どもの読書応援事業 1,692 (〇1,692)
子どもたちの発達段階に応じた読書活動を推進するほか、読書を通じた多世代交流の機会を充実させ、生涯にわたって読書に親しむ子どもを育む。
・ 事業内容 中学生・高校生を対象としたビブリオバトルの開催
小学生を対象としたワークショップの開催 等
- ④ あきたMuseum機能強化事業 66,554
(国19,800 国34,006 〇12,748)
ミュージアムが有する機能を活用し、多様な地域・社会課題等に対応していくため、デジタル技術を活用した新たな鑑賞・体験の機会の創出等を推進する。
(ア) Museum特別展充実事業 40,458千円
i) 県立美術館 キボリノコンノ展
タグチ・アートコレクション展
巨匠たちのパレット絵画展
ii) 近代美術館 杉山明博 親子で楽しむ木の面白ワールド展
古代エジプト美術館展
絵本作家 かがくいひろしの世界展
みんなのキンビ展Ⅲ
iii) 県立博物館 開館50周年記念 ヨシタケシンスケ展
iv) 農業科学館 農業科学館バラフェスタ&グリクラパーク
(イ) Museumネットワーク形成事業 1,610千円
博物館同士や地域の多様な主体と協働し、障害者の生涯学習振興や地域課題への対応などに取り組む。
(ウ) MuseumDX推進事業 24,486千円
「メタバース×キンビ」を保守・運用するとともに、県内博物館の連携によるデジタルアーカイブ構築を行う。

- ⑤ 旧奈良家住宅保存修理事業 14,885 (国7,442 国7,443)

県が所有する重要文化財「旧奈良家住宅」を適切に維持管理するため、耐震診断を実施し、必要な構造補強案を策定する。

- ・ 実施期間 令和7年6月から令和9年3月
- ・ 事業費 24,740千円 (耐震診断分)
- ・ 債務負担行為 期間 令和8年度
限度額 9,855千円 (国4,927千円 国4,928千円)

(9) 生涯学習課文化財保護室

- ① 「未来につなぐJOMON」世界遺産魅力アップ事業 59,377 (国959 国58,418)

大湯環状列石及び伊勢堂岱遺跡の世界遺産としての知名度向上を図るとともに県道の移設に向けた地質調査等を実施する。

- (ア) 世界遺産魅力アップ事業 53,037千円

- ・ 事業内容 あきたの縄文遺跡魅力発見イベントへの補助
 - ・ 補助先 北秋田市、鹿角市
 - ・ 補助率 2/3 (県 10/10)
 - ・ 限度額 1市あたり1,000千円
- 移設道路における地質調査の実施 等

- (イ) 世界文化遺産継承事業 6,340千円

「北海道・北東北の縄文遺跡群」を未来へ確実に継承するため、4道県連携による資産の保全及びPR活動等を実施する。

- ・ 事業内容 世界遺産協議会やフォーラムの開催
ホームページ等による情報発信

(10) 保健体育課

- ① 秋田型部活動支援事業 52,312 (国34,471 国17,841)

中学校の部活動の地域移行に向けた市町村の取組を支援するとともに、選手の競技力向上や指導者の資質向上を図る。

- (ア) 中学校部活動地域移行推進事業 20,938千円

- ・ 事業内容 県総括コーディネーターの配置
実証事業の実施 (7市町村) 等

- (イ) 運動部活動指導員配置事業 27,617千円

- ・ 配置人数 104人 (市町村立中学校101人、県立中学校3人)

- (ウ) 運動部活動サポート事業 3,757千円

選手の競技力向上や指導者の資質向上のため、外部人材を活用した支援を行う。

- ・ 事業内容 若手指導者の全国大会等への派遣
高校野球強化アドバイザーの活用 等

(11) 令和6年度終了事業等

・ (総務)	高校入試WEB出願システム導入及び運用事業	【事業終了】
・ (施設)	鹿角高等学校整備事業	【事業終了】
・ (施設)	比内支援学校整備事業	【事業終了】
・ (幼保)	保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業	【事業統合】
・ (生涯)	秋田型教育留学推進事業	【事業終了】
・ (生涯)	障害者の生涯学習支援モデル事業	【事業終了】
・ (生涯)	図書館総合電算システム更新事業	【事業終了】
・ (生涯)	秋田県立美術館環境整備事業	【事業終了】
・ (文化財)	秋田県甘肅省文化交流事業	【事業終了】

※補足説明：財源について

① 国庫支出金	(国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
② 諸収入	(受託事業収入、費用収入、その他雑入)
③ 県債	
④ 繰入金	(基金会計からの繰入金)
⑤ 一般財源	

4 当初予算を除く2月議会提出案件

(1) 条例案

①市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み給料表の号給構成、扶養手当の額、通勤手当支給限度額及び寒冷地手当の支給対象職員を改めるとともに、一般職の国家公務員に準じ勤務時間の割振りの要件を緩和する等の必要がある。

②教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

知事の退職手当を減額する特例措置に鑑み、教育長の退職手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を講ずる必要がある。

③秋田県子育て支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例案

子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備に資するため、秋田県子育て支援等臨時対策基金の設置期限を延長する必要がある。

④特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

教育職員等による児童生徒性暴力等に防止等に関する法律の施行に伴い、秋田県教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬額及び旅費額を定める必要がある。

⑤学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改める必要がある。

令和7年度教育委員会関係予算 歳出予算の対前年度比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	R 7 当初 (A)	R 6 当初 (B)	増減 (A-B)
総務課	1, 827, 113	1, 877, 672	△50, 559
総務課施設整備室	4, 665, 000	5, 909, 867	△1, 244, 867
教職員給与課	78, 739, 904	81, 299, 463	△2, 559, 559
幼保推進課	7, 211, 348	6, 804, 129	407, 219
義務教育課	2, 869, 408	967, 695	1, 901, 713
高校教育課	5, 577, 619	5, 680, 750	△103, 131
高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室	112, 471	0	112, 471
特別支援教育課	1, 385, 105	1, 135, 376	249, 729
生涯学習課	1, 090, 359	1, 114, 834	△24, 475
生涯学習課文化財保護室	784, 376	595, 468	188, 908
保健体育課	254, 143	264, 097	△9, 954
福利課	515, 125	432, 443	82, 682
歳 出 合 計	105, 031, 971	106, 081, 794	△1, 049, 823

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	R 7 当初 (A)	R 6 当初 (B)	増減 (A-B)
3 民生費		6, 869, 002	6, 507, 504	361, 498
	2 児童福祉費	6, 869, 002	6, 507, 504	361, 498
10 教育費		98, 152, 969	99, 564, 290	△1, 411, 321
	1 教育総務費	16, 358, 891	17, 132, 918	△774, 027
	2 小学校費	24, 714, 107	24, 754, 700	△40, 593
	3 中学校費	17, 485, 263	17, 745, 845	△260, 582
	4 高等学校費	25, 584, 263	25, 741, 295	△157, 032
	5 特別支援学校費	10, 429, 527	10, 780, 355	△350, 828
	6 社会教育費	3, 245, 560	3, 066, 025	179, 535
	7 保健体育費	335, 358	343, 152	△7, 794
11 災害復旧費		10, 000	10, 000	0
	4 文教施設災害復旧費	10, 000	10, 000	0
歳 出 合 計		105, 031, 971	106, 081, 794	△1, 049, 823

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分		説明	R 7 当初 (A)	R 6 当初 (B)	増減 (A-B)
人件費			81, 827, 356	83, 949, 208	△2, 121, 852
内 訳	うち退職手当	退職手当	7, 393, 131	10, 154, 000	△2, 760, 869
	うち退職手当以外	職員給与費、委員、会計年度任用職員報酬 等	74, 434, 225	73, 795, 208	639, 017
物件費		旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	4, 654, 799	4, 630, 502	24, 297
その他行政経費	扶 助 費	就学奨励費、就学支援金、奨学のための給付金 等	2, 273, 110	2, 301, 078	△27, 968
	補 助 費 等	市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	10, 810, 537	8, 525, 652	2, 284, 885
	積 立 金	基金会計への積立金	18, 211	387	17, 824
	貸 付 金	貸付金	504	504	0
	小計		13, 102, 362	10, 827, 621	2, 274, 741
維持補修費		県有施設（教育機関、県立学校等）の維持補修費	121, 651	131, 673	△10, 022
補助投資事業費		国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	797, 687	505, 781	291, 906
単独投資事業		県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	4, 518, 116	6, 027, 009	△1, 508, 893
災害復旧事業費		施設設備の災害復旧費	10, 000	10, 000	0
歳 出 合 計			105, 031, 971	106, 081, 794	△1, 049, 823

令和 7 年

第 1 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項

- (1) 令和 8 年度秋田県公立高等学校・県立中学校入学者選抜に係る日程について
- (2) 令和 7 年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」について
- (3) 令和 7 年 3 月特別支援学校高等部卒業予定者の就職内定状況について
- (4) 博物館登録について

秋田県教育委員会

報告事項

令和８年度秋田県公立高等学校・県立中学校入学者選抜に係る日程について

I 公立高等学校

1 1次募集

学力検査等実施日* 令和８年 ３月 ４日（水）
*面接の形態及び志願者数の状況によって、面接を３月４日（水）の１７：００までに終えることができない場合は、翌日の３月５日（木）に実施することがある。

追検査実施日 令和８年 ３月１０日（火）

合格者発表日 令和８年 ３月１３日（金） 午後１時～午後４時
発表時刻は、上記時間内において各学校が定める。

2 2次募集

面接等実施日 令和８年 ３月１９日（木）

合格者発表日 令和８年 ３月２４日（火） 午後１時～午後４時
発表時刻は、上記時間内において各学校が定める。

II 県立中学校

1 適性検査等実施日 令和７年１２月２０日（土）

2 選抜結果通知日 令和８年 １月 ６日（火）

令和 7 年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」
基 本 要 項

- 1 趣旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を発揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応える学びの場を提供する。
- 2 主催 秋田県教育委員会
- 3 主管 秋田県教育庁高校教育課
- 4 運営 秋田県立秋田明德館高等学校
- 5 対象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德館高等学校に在籍している生徒
- 6 内容
 - (1) 募集窓口 秋田県立秋田明德館高等学校
〒010-0001 秋田市中通二丁目 1 番51号
TEL 018-833-1261 FAX 018-833-1162
 - (2) 開設講座 英会話、ハングル、秋田の歴史入門、専門郷土史
 - (3) 募集人数 各講座 2 5 名（本校生徒の人数を含む）
 - (4) 開講期間 前期 5 月～ 9 月（受付期間：4 月初旬）
後期 10 月～ 2 月（受付期間：8 月下旬）
※ 各期とも週 2 回。ただし、「秋田の歴史入門」、「専門郷土史」は、週 1 回の通年講座。
 - (5) 受講料 3, 5 0 0 円
※ 秋田県立高等学校授業料等徴収条例に定める聴講料の額と同額とする。
- 7 その他
 - (1) 単位認定 秋田明德館高等学校に入学した場合は、受講した科目の成果について、単位を認定することができる。
 - (2) 申込手続
 - ① 受講希望者は所定の申込書により、秋田明德館高等学校に直接申し込む。
 - ② 定員を超えた場合、受講者の決定は抽選による。
 - (3) 受講料の納入 一括納入とする。
 - (4) その他
 - ① 開設講座ごとの募集人数、申込受付期間、開講日等は募集要項に定める。
 - ② 受講申込者が 1 0 名に満たない場合は、原則として開講しない。

令和7年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座（前期・通年）」 募 集 要 項

- 趣 旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を発揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応える学びの場を提供します。
- 対 象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德館高等学校の生徒を対象とします。

3 開設講座及び募集人数

科 目 名	開講日	時 間	募集人数	備 考
英会話初級	火・木	14:50～16:25	25名	基本的な日常英会話を楽しみましょう。
英会話中級	火・木	13:05～14:40	25名	世界中の時事問題等に新聞・ディスカッション他を通して触れましょう。
ハングル 初級	月 木	10:30～12:05 13:05～14:40	25名	基礎から丁寧に教えます。 初心者大歓迎です。
ハングル 中級	水・金	10:30～12:05	25名	ハングルの更なる一歩へ！
秋田の歴史入門 (通年講座)	火	13:05～14:40	25名	テキストとして、『秋田県の歴史』を使用します。
専門郷土史 (通年講座)	木	13:05～14:40	25名	秋田県内の江戸時代、村の人口構成、特に養子及び婚姻関係の状況を切支丹改帳等より分析する。

※ 各講座の開講日及び時間は、変更する場合があります。

- 開講期間 令和7年5月7日（水）～令和7年9月19日（金）
- 講座会場 カレッジプラザ（明德館ビル2階）
- 受付期間 令和7年4月1日（火）～4月11日（金）17:00まで
- 申込方法

・マスク着用等、感染防止対策へのご協力をお願いします。
・発熱等の症状がある場合は受講を控えてください。

- 実施要項と受講申込書を4月1日（火）から秋田明德館高等学校3階事務室窓口で配付します。学校ホームページからもダウンロード可能です。
- 必要事項を記入した「受講申込書」と、郵便番号・住所・氏名を記入し、「返信用封筒（必ず「長3型封筒 A4用紙が三つ折りに入るサイズ）」に110円切手を貼り、秋田明德館高等学校3階事務室に4月11日（金）まで郵送又は持参してください。受付期間及び返信用封筒サイズの厳守をお願いします。郵送の場合も4月11日（金）17:00必着とします。

<申込先> 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 秋田明德館高等学校 科目履修講座係

※ 郵送の場合は「科目履修講座申込」と申込封筒表側に明記してください。

8 受講決定

- 受講申込みが募集人数を超えた場合は、新規申込者を優先した上で、抽選により受講予定者を決定します。
- 受講申込者に、受講可否の通知書を送付します。
- 受講予定者は、通知書を持参の上、受講料を秋田明德館高等学校事務室に現金で納付してください。受講料は1科目当たり3,500円です。
- 期日までに受講料を納入した者を、受講決定者とし、「受講決定通知書」を交付します。期日まで受講料の納入がない場合、辞退とみなします。
- 辞退等により受講決定者が募集人数に満たない場合は、抽選に漏れた受講申込者から補充を行います。
- 納入された受講料は、原則として返還できません。
- 講座で使用する教材（教科書等）費は、別に徴収します。
- 受講申込者が少数の場合は、原則として開講しません。

- 使用教材等 各講座により異なります。（後日連絡します。）

- 駐 車 場 申込み及び受講に際して、明德館ビル駐車場の利用は御遠慮願います。

問い合わせ先
秋田県立秋田明德館高等学校
科目履修講座担当 通信制 教頭
TEL 018-834-0473（通信制直通）
018-833-1261（代表電話）

令和7年3月特別支援学校高等部卒業予定者の就職内定状況について

令和7年1月1日現在
特別支援教育課

1 特別支援学校高等部卒業予定者の進路希望状況

単位:人

卒業予定者数	進学等	就職	福祉施設等利用	無職等	備 考
197	4	74	118	1	・福祉施設等利用の内訳: 生活介護37、療養介護1、就労移行支援3、 就労継続支援雇用型(A型)6、 就労継続支援非雇用型(B型)71 ・無職等の内訳:相談中1
割合	2.0%	37.6%	59.9%	0.5%	

2 就職希望者の内定状況

単位:人

学校・障害種別	学校数 (含分校・分教室・附属)	卒業予定者数	就職希望者数	内定者数 (含内諾)	備 考
視覚支援学校(視覚障害)	1	4	2	2	
聴覚支援学校(聴覚障害)	1	4	4	4	
秋田きらり支援学校(肢体不自由)	1	5	0	0	
知的障害校(9校3分校) ※附属特別支援学校を含む	12	184	68	45	
計	15	197	74	51	就職内定率68.9%
		卒業予定者数に占める割合		37.6%	25.9%

3 就職内定先の業種等

業 種 等	人数	割合
製造業(自動車、部品組み立て、運搬)	17	33.3%
医療・福祉(あんま・マッサージ、介護)	13	25.5%
卸売業・小売業(飲食物品小売、販売)	9	17.6%
生活関連サービス業(清掃、リネン)	4	7.8%
その他サービス業(カスタマーサポートサービス、修理・整備)	4	7.8%
宿泊・飲食業(清掃、調理補助)	2	3.9%
建設業(部品製造)	1	2.0%
運輸・郵便業	1	2.0%
計	51	

4 特別支援学校高等部卒業生進路先状況の年度別推移

単位:人

年度	卒業人数	進学	訓練機関	就職	施設等	無業・在宅	就職者の割合	知的障害校	
								就職者数	就職者割合
H23	204	3	3	51	130	17	25.0%	45	25.7%
H24	198	5	0	58	117	18	29.3%	54	32.5%
H25	197	3	0	75	105	14	38.1%	68	38.9%
H26	199	4	0	83	100	12	41.7%	74	44.0%
H27	198	9	0	70	108	11	35.4%	66	39.3%
H28	223	1	0	70	146	6	31.4%	67	33.2%
H29	201	2	0	76	120	3	37.8%	65	37.8%
H30	196	0	0	74	118	4	37.8%	68	39.3%
R1	217	1	0	77	136	3	35.5%	74	37.4%
R2	199	4	2	74	109	10	37.2%	70	39.1%
R3	203	2	0	80	111	10	39.4%	76	41.5%
R4	186	5	0	57	117	7	30.6%	49	30.6%
R5	185	4	0	70	106	5	37.8%	62	37.3%

博物館登録について（報告）

生涯学習課

1 博物館法改正について

- 令和4年4月に博物館法が改正され、令和5年4月1日から施行された。
改正法では、改正前に登録博物館として登録されていた博物館は、令和9年度までの間に登録の更新を申請し、改めて審査を受ける必要があると規定された。
また、登録博物館に準じる指定施設も、指定要件の確認審査が努力義務とされた。
- 博物館法第11条では、博物館の登録は当該施設が所在する都道府県の教育委員会が行うと規定されていることから、登録更新に係る審査を行った。

2 登録更新の審査について

- 対象施設（4施設）
 - ・秋田県立美術館（登録博物館）
 - ・秋田県立博物館（登録博物館）
 - ・秋田県立近代美術館（登録博物館）
 - ・秋田県立農業科学館（指定施設）
- 審査結果
「博物館登録審査要綱」に基づいて審査を行ったところ、いずれも登録博物館・指定施設としての要件を十分に満たしており、更新は適切と判断できることから、令和7年1月31日付けで教育長決裁により登録を更新した。
- 公表
博物館法第14条に基づき、登録について次のとおり公表する。
 - ・県公報による公示
 - ・県公式Webサイト「美の国あきたネット」への掲載
 - ・文化庁「博物館総合サイト」への掲載

3 今後の博物館登録について

- 法改正前の登録博物館及び指定施設のうち、未更新の施設については、準備の整った施設から順次更新の手続きを行う。
- 新規登録の意向を示している施設には、引き続き働きかけを行っていく。